

第2日目（9月5日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 21 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、田中せつ子君から欠席の届出が出ていますので、報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

[午前9時30分]

○議 長 本日の会議は、議事日程（第2号）といたします。

○議 長 日程第1、第73号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 改めまして、おはようございます。第73号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和4年度決算に基づき前年度繰越金を計上するものであります。

歳入では、令和4年度決算に基づき前年度繰越金に4,977万2,000円を増額し、財源調整のために繰入れを予定している支払準備基金繰入金から同額の4,977万2,000円を減額するものであります。

以上により、歳入歳出予算の総額に変更はなく、55億4,400万円とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。部長説明は省略いたします。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第73号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第2、第74号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 第74号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和4年度決算に基づき前年度繰越金及び令和4年度の保険料収入額の確定によりまして、広域連合納付金を計上するものであります。

歳入では、令和4年度決算に基づき前年度繰越金に901万2,000円を増額し、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金に、出納閉鎖期の4月から5月に納付された前年度保険料分として、同額の901万2,000円を増額するものであります。

以上により、歳入歳出予算にそれぞれ901万2,000円を追加し、総額を6億3,001万2,000円としたいものであります。よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。第74号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第3、第75号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第75号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入では一般会計繰入金として令和4年度の低所得者保険料軽減に対する国・県の負担金の精算金を124万円、また、決算に基づき前年度繰越金として2億4,330万円を増額いたしました。

歳出では、令和4年度介護給付費及び地域支援事業費の精算額に基づく国・県等への返還金1億1,717万円、介護給付費準備金積立金に1億2,737万円を計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算に、それぞれ2億4,453万7,000円を追加し、総額を72億2,053万7,000円としたいものであります。

よろしくご審議の上、決定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 9ページの前年度繰越金2億4,000万円という結構な額なので、それだけ繰り越したという理由が何かあれば教えてください。

2点目、11ページの過年度分返還金も1億1,000万円ということで結構な額なので、その部分もし何かありましたら、もう少し詳しく教えてください。お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 前年度繰越金2億4,300万円ですけれども、前年度比9,500万円ほどのアップとなっております。こちらですが、いろいろな必要経費を控除しまして、それで今年度不用になった分——令和4年度分ですが、そちらについて計上したものです。これにつきましては、給付費が削減できたりとか、先ほど市長からも説明がありましたとおりの内容で、この金額になっております。

それと11ページの国庫支出金等の返還金1億1,700万円ですけれども、これにつきましては介護給付費等、地域支援事業費等の国から受けた補助金につきましては、当初予定しておりました事業内容から給付対象が減ったということによりまして、こちらの金額になりました。

内容としましては、介護給付費に関しまして3項目、地域支援事業国庫負担金につきまして3項目、合わせて6項目で返還金が生じております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけです。今度、来年から介護保険9期が始まるのですけれども、積立金のことで。1億2,737万円積立まして、現在高、残高といいますか、どのくらいになっているのかお聞きしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1億2,700万円を積み足ししまして、約8億6,000万円程度になる予定です。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今、6項目におきましては返還金を伴わなければいけないという報告がございました。私が心配するのは、計画していながら実際——委員会で細かいことは詰めますけれども——計画していながら事業が実行できなかったという部分、また施設等が開設したができないという部分。今、同僚議員からありましたけれども、第9期が目前に控えており

ます。そうした中で、自治体としてきちんとした精査をした中で実行しなければ、このお金は何なのということ。市民の福祉向上に本当になっているのかどうか、大事な部分であります。ここのところをどういうふうに執行部としては考えていただけるのか、お聞かせいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 返還金が生じた分につきましては、今、議員がおっしゃった、できなかった部分もあるのですが、予定していた給付が必要なかったと。元気なお年寄りといっっては何なのですが、そういう方が若干増えたということで、前期高齢者の方の割合が増えたりとか、後期高齢者——高齢の年齢の方の割合が減ってきたというようなことがあります。必要がなかったということで捉えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 であるならば、事業を計画していながらできなかったという項目——大綱で結構でございます。やはり福祉の向上のためにみんな期待しているわけでありますので、その点、若干みんなの前でお話しいただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員のおっしゃるとおり、人材不足で計画していた施設の中で実行できなかった部分もありますが、そういう現状を捉えまして第9期の計画に生かしていきたいとそうように考えております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員とほぼ同じ内容ですが、昨日の一般会計補正予算の中で、介護施設の開設準備ということで、8,000万円ちょっとの予算が出たわけであります。第8期中といっても今年度でもう終わりますが、今度第9期に入るわけ。こういった施設を造って、必要な部分、必要な施設を造るという考え方は非常に大切です。しかしながら、恐らく介護人材の確保——申請したときに比べて実際は少ないということで、それがなかなか100%稼働しないという、そういう心配が非常に大きいわけです。昨日出された案件については、申請された事項については間違いないのであろうけれども、果たしてこれが本当に100%稼働できるというふうに我々は考えてよいのかどうか。そこだけお願いしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 100%稼働していただきたいし、稼働できるものと私たちは思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第75号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第76号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第76号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、総務省が発出する公営企業繰出金の基準経費の一つであります高料金対策費に5年ぶりに適合し、地方交付税措置の対象となったものでありまして、予定外の収益計上となるものであります。

また、市民の皆様にご心配をおかけした水質異常の事案——ウグイのへい死でありましたが、これによる畔地浄水場の運転停止に係る調査分析・検査費用に緊急的に支出したということから、下半期の検査費用に不足が生じることから増額を行うものであります。

収益的収入に、高料金対策分として一般会計からの補助金7,480万円を、営業外収益に追加計上したところです。

収益的支出は、水質検査費用として990万円を増額し、営業費用に計上いたしました。これにより、純利益は6,580万円増の7,385万円になるものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 7ページの水質検査手数料と給水栓水質検査手数料、もう少し中身を教えてほしいのです。今回2つの検査機関をお願いをしたと思うのですけれども、どちらに幾ら払ってとか、そういったのも教えてください。お願いいたします。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 検査費用につきましては、トータル990万円ということですが、3つの検査機関に出しております。まず1点目、県の内水面水産試験場。これについては従前からこのルートで検査するというルールが決まっておりますので、これは無料で行ってい

いただきました。

もう一つが、やはり魚体検査のほうです。やっと探し当てた群馬の試験場ですけれども、そこについては2回ということでは約10数万円ほどの費用で済みました。トータルで、やはり一番多いのは、通常私どもが行っている水質検査——新潟県環境衛生中央研究所になりますけれども、この部分がほぼ全部、980万円ほどという形で、回数的には45回と大変多くの検査を実施いたしました。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第76号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第5、第77号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第77号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、農業集落排水処理場の遊休施設化に伴う会計処理に関連した企業債の計上方法を組み替えるものと、企業債発行額の調整を行うものであります。

収益的収入の本文中なお書き部分、これは資本費平準化債の精査による増分390万円、施設等整理債の組替えによる増分2,000万円を、それぞれ追加するものであります。

資本的収入は、企業債3,630万円を増額し、収入が支出に対して不足する額を、7億2,440万5,000円に改めるものであります。また、第4条の企業債の限度額は、それぞれ発行額の調整を行うものであります。

説明は以上となりますが、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回は組替えでありますけれども、農業集落排水事業で持っていた起債残

高、今回これを全額組み替えて、公共下水のほうで受けるというふうに考えていいのか。これをやっても、まだまだ農業集落排水事業のほうでの起債部分というのは残高として残るのかどうか。そこだけ聞きたいです。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 組替えは、事業は農集から公共に組替えをしたのですけれども、企業債はそのままです。今回の組替えというのは、あくまでも農集施設の一部が遊休施設に——廃止した施設が遊休施設になるため、機械とか電気の部分については4条のほうの返済ではなくて、3条のほうに切り替えたほうがいだろうという県の指導もありまして、あくまでも返済分を組み替えるということでありますので、残額の起債残高を全て公共に替えるということではないというふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、農集で持っている企業債の残高全額を公共のほうへ切り替えるということは数年かかると考えていいのか。あるいはこれは名目上、農業集落排水事業の起債の返済としてずっと終わるまでやらなければいけないのか。そこだけ考えをお伺いしたい。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 農集の部分は農集でやってきましたので、その残額はあるのです。区分けの中で先ほどは変わらないという話をちょっとしてしまいましたけれども、やはり農集から公共へ行くものですから、農集の部分は部分としてあるのですが、それを公共に入れて全体で返していく。ただ、返し方については、借りた時点で30年、40年の返済計画が決まっておりますので、それに基づいてやっていくということであります。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 起債をしてしまった当初の——資本投下したわけでありましてけれども、これは変えられないのですけれども、問題は利息であります。恐らく農集が始まった時点での利息はかなり高いものがまだ残っているのではないかと思いますので、この分をできるだけ速やかに公共下水、新しくやっている部分についての低い利息のほうに替えていくということが可能ではないかなと思っておりますけれども、この辺の見通しというのはどうでしょうか。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 国からの借入れ、あるいは民間ではないのですけれども、組合的な部分からの借入れもあるのですけれども、利息を安いものに替える——繰上げ返済になるわけですが、それについては以前は5%以上の高い金利については認められましたけれども、それ以下のものについては、今制度はありませんので、借換えということは実際的にはできない状況です。結局、借換えをしても、今までの利息を払わなければいけないというのが国とのルールで決まっております。借換のメリットが出ませんので、今の返済を続けると

いうこととなります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 77 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 79 号議案 令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 79 号議案であります。令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和 4 年度の国保会計につきましては、当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の低迷に伴う保険税収入の大幅な減少見込みなどから、厳しい運営を予測しておったところでありますが、最終的には当初予測したほどの落ち込みにはならず、支払準備基金からの繰入れなどを行うことなく、決算を迎えることとなりました。

一方で、コロナ禍から平常を徐々に取り戻すというような中で、お一人当たり療養給付費は 4.9%上昇しまして、また、後期高齢者医療制度への移行により被保険者数が 4.9%減少するなど、保険給付費等の動向に基づく翌年以降の事業費納付金に影響を及ぼす変化が生じてきておりまして、今後の運営に注意が必要となっております。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時は大幅に低下した特定健診の受診率は 48.6%と、コロナ禍以前に近い水準まで回復してきました。今後も特定健診の推進をはじめデータヘルス計画に基づく各種事業の推進など、被保険者の健康維持の取組を継続するとともに、国の進めるさらなる制度改革等を注意深く見守りながら、安定的な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

主な内容としては、歳入では、主に被保険者数の減少から保険税収入が対前年度比で 4.7%減の 10 億 5,025 万円となりました。

歳出で見ますと、保険給付費は、前年度比 2.1%増の 38 億 1,073 万円、国民健康保険事業

費納付金は、前年度比 4.8%減の 13 億 9,452 万円となりました。

歳入総額は、前年度比 2.6%減の 54 億 5,726 万円、歳出総額は、前年度比 2.2%減の 54 億 749 万円となっており、実質収支額は 4,977 万円となっております。

説明は以上となりますが、よろしくご審議をいただきまして、認定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、私から令和 4 年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてご報告をさせていただきます。

審査意見書の 1 ページでございますけれども、第 1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

第 2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠しまして、計数は関係諸帳簿と符合しております。適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でございました。

審査意見書の 7 ページと 8 ページをお開きいただきたいと思いますけれども、まずご報告の前に、内容につきましては要約させていただきたいと思っておりますし、かつ簡潔な説明を心がけたいと思っております。数値の末尾につきましては、四捨五入をさせていただいてございますので、そのようにお含みいただきたいと思います。

決算の概要、歳入、歳出につきましては、記載のとおりでございます。数値それからパーセント、上昇・下降ポイント等につきましてはご覧いただき、ご確認いただきたいと思いますと思っております。

8 ページの 2 行目からでございます。本年度も被保険者数は約 5%の減と、市全体の人口より減少幅が大きく加入世帯も約 2%減少してございます。団塊の世代が 75 歳に到達し始め、前期高齢者の被保険者数が減少しておりますけれども、今後も被保険者数の減少は進むのだろうと思っております。

保険税収は、被保険者数の減により減少しておりますけれども、収納率は上昇しております。前年に続き、滞納繰越分の未収済額、滞納者数が減少しまして、現年度分の納付が進んだことも収納率上昇の要因でございます。

医療機関への受診ですけれども、新型コロナウイルス感染症による受診控えからの回復が見られまして、特定健診においても規模縮小していた健診体制を従来に戻し、受診率も上昇してきております。

このような環境の中、保険給付及び医療費の適正化のためのレセプト点検、医療費通知の送付、後発医薬品の推奨、重複頻回受診・重複多剤投与者への訪問指導、健康増進事業等に取り組み、保険給付費の抑制に結びつけております。今後も医療費の適正化を図りまして、

予防・健康づくりへの取組を強化し、保険給付費の抑制に努力いただきたいと思っております。

また、今年度は支払準備基金の取崩しを行いませんでしたけれども、前年度を下回る4,977万円の次年度繰越金となりました。次年度以降は医療費の増加による国保事業費給付金への反映が見込まれますから、支払準備基金の有効活用を踏まえながら、適正な財政運営に努めていただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第79号議案 令和4年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行います。

被保険者数は昨年に比べて563人減の1万1,532人、保険税収入は5,193万円減の10億5,025万円、保険給付費は7,708万円増の38億1,073万円の決算でありました。会計規模は54億5,726万円でありました。1人当たりの納付額は597円減り、14万5,830円であり、1人当たりの医療費は4.9%増えて、27万8,968円でありました。そこで、税率は昨年と同じでありますけれども、納税相談の状況はどうであったのか。

次に、特定健診受診率48.6%、特定保健指導実施人数185人でありました。人間ドック助成件数1,056件でありました。新型コロナウイルス感染症による影響が心配される病気の早期発見、病気にならない体づくりの必要性は増えています。そこで、特定健康診査や健康づくり事業をどう総括しているのか。

以上、2点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんからの大綱質疑にお答えします。

まず2点のうちの1点目、税率は昨年と同じであったが、納税相談の状況はどうだったかということであります。納税相談の対応につきましては、現年課税分の滞納者に対しては、年4回の文書催告を行っております。指定期限までに納付が困難な方には、納税相談を促しております。また、長期の滞納者の方については、短期証の更新に併せて納税相談の案内を年4回送付をしているような状況であります。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減したという世帯を対象とした軽減措置の相談、申請などがほとんどなくなったということや、年々滞納者数が減少しているということから、納税相談の総数は前年よりやや減少傾向という報告を受けております。

今後も引き続き、滞納になった理由、収入の状況、また生活の状況など、細かな聞き取りを行ってまいりたいと考えておりますが、生活困窮者の方へは納税計画の作成ということにとどまらず、生活再建に向けて関係課や関係機関への紹介なども行ってまいるということであります。

なお、電話での相談、それから他の税目と合わせての相談などというのもありまして、な

なかなか相談件数の正確な数の把握というのは、ご想像がつくと思いますが、なかなか難しいということ、これはご了解いただきたいと思います。現場は頑張っておりますが、そういうこともありますのでよろしくお願いします。

以上です……もう一点、2点目です。失礼いたしました。2点目の特定健康診査や健康づくり事業をどう総括しているのかというご質問です。国民健康保険の特定健診、人間ドックも含め、主に集団で実施する住民健診や各種の健康づくり事業につきましては、感染症の発生以来、大きく影響を受けた分野の一つと考えております。特に令和2年度、ちょっと遡りますが令和2年度については、実施方法や時期の変更のほか一時的に見合わせた事業も数多く、健診受診率は大幅に低下したということをご存じのとおりです。

担当課での感染予防対策や新たな健診受診を勧奨する取組のほか、ワクチン接種の進行とか社会全体の落ち着きもありまして、令和4年度の健診受診率や保健指導実施率はようやくコロナ禍以前の状態に近づいてきたところだというふうに思っております。また、各種健康教室や講習会などの集団参加型の健康事業も開催のめどが立ってきまして、以前と比較して参加者数の減少はあるものの、各種事業を順次再開する、そういうことになってきたかと思っております。

病気の早期発見、病気にならないための健康づくりなど、健康な生活を守るための予防的な対策は誠に重要なことと考えておりまして、今後も各種事業の評価見直しを行いながら、継続的に進めてまいりたいと考えております。

以上、総括といたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第79号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 日程第7、第80号議案 令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第80号議案であります。令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

令和4年度は、いわゆる団塊の世代の皆さんが75歳を迎えまして、後期高齢者医療制度へ移行し始めたことにより、平成30年度以来、4年ぶりに被保険者数が増加に転じた年となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えの傾向は収まりつつあり、1人当たり保険給付費は入院費を中心に大幅に増加しました。これらの結果、保険給付費全体としては4.5%の増加となりました。被保険者の増加傾向は今後数年間続き、制度全体として現役

世代の負担のさらなる増加が見込まれるということから、昨年10月には窓口負担割合の見直しが行われ、所得に応じて新たに2割負担の区分が導入されたということでございます。今後も高齢者健診や後発医薬品の利用推進など、医療費の適正化に資する取組を継続し、引き続き安定的な運営に努めてまいります。

主な内容としては、歳入では2年に一度の保険料の改定年ではありましたが、保険料率に変更がなく、保険料はおおむね前年度並みの4億5,830万円、一般会計繰入金は、保険基盤安定分を含め1億3,937万円となりました。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で、前年度比1,312万円増の5億9,184万円であります。

歳入総額は、前年度比1.7%増の6億1,450万円、歳出総額は、前年度比2.0%増の6億549万円となっており、実質収支額は901万円となったところです。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、認定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和4年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてご報告をさせていただきます。

審査意見書の1ページでございますけれども、第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

第2、審査の結果でございます。審査に付された南魚沼市後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しておりまして、適正に作成されておりました。また、予算の執行につきましても適正でございました。

審査意見書の8ページ、9ページでございますけれども、決算の概要それから歳入、歳出につきましては、記載のとおりでございますのでご確認をいただければと思います。

9ページの中ほどになります。こちら意見ですけれども、昨年度より団塊の世代が75歳に到達し始めまして、年間を通しまして被保険者数は増加となっております。今後数年間は被保険者数の増加は避けられません。保険給付費となる広域連合納付金は上昇することが見込まれます。保険給付費抑制及び医療費適正化の取組としまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の実施、それから重症化予防のための保健指導、人間ドックや高齢者健診等の受診増加につながる取組をより一層充実させていただきまして、保険給付費の抑制に努めていただきたいと思います。以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 80 号議案 令和 4 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数は、昨年に比べて 234 人増の 9,495 人、保険料は、823 万円増の 4 億 5,831 万円、広域連合納付金は、1,312 万円増の 5 億 9,184 万円でありました。団塊世代が被保険者になる時期になった 2 年目であります。被保険者数の増加により保険給付費が増加しております。

そこで、保険給付費抑制のための——これは医療費の適正化と連結しておりますが、その保健事業と介護予防の一体化実施、重症化防止保健指導、健診受診の取組をどう総括しているのか伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑にお答えいたします。

保険給付費抑制のための保健事業と介護予防の一体化実施、重症化防止保健指導それから健診受診の取組、この総括であります。まず団塊世代の 75 歳の到達によりまして、後期高齢者医療制度の被保険者数は令和 4 年度から増加に転じ、それとともに後期高齢者への保健事業の重要性は年々増加しているということであります。

令和 3 年度から実施しています高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業については、高齢者保健事業と介護予防事業の相互連携によりまして、高齢者の方々がより自立した生活が継続できるように、関係者の連携を図りながら今後の事業を推進してまいります。

高齢者健診について、国保と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により健診受診者数が大きく落ち込みましたが、令和 4 年度にかけて徐々に回復してきました。コロナ禍以前の水準に近づきつつあるという状況です。

従来からの健康診断や歯科検診の継続を図るとともに、国保での取組を参考にしまして、後期高齢者医療制度においても新たな健診受診勧奨事業を進める予定としています。

保健事業、介護予防事業とも直ちに効果が見えづらいというところはあるかと思いますが、今後も増加する後期高齢者の皆さんが、健康な生活を送り続けられるよう、各種の保健事業また介護予防事業を一体的に展開実施することで、医療費の適正化が図れるよう継続して実施してまいりたいと考えております。

後期高齢者保健事業、医療費負担金などは、一般会計のほうになりますのでよろしく願いいたします。

以上、総括にいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 80 号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 日程第8、第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第81号議案であります。令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の中間年でありました。歳入では、保険料については、第1段階から第3段階までの低所得者への軽減を適用し、被保険者に賦課決定をいたしました。第1号被保険者数はやや減少したものの、所得段階別の高い割合が増加したというところで、収入は前年度比0.4%増の14億4,912万円となったところです。

歳出では、保険給付費は、ここ数年の通所サービスの利用低迷、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もありまして、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費が減額となりました。施設介護サービス給付費は横ばいで、保険給付費全体では、合併以来、初めて前年度を下回り、1.4%減の60億2,745万円となったところです。

地域支援事業費では、一般介護予防事業の介護予防普及啓発事業は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施しまして、実施回数、利用者とも増加いたしました。

介護予防生活支援サービス事業費は、利用者の高齢化などの影響によりまして訪問型サービス、通所型サービスは事業ごとに増減がありました。食の自立支援事業——配食ですが——これは単価減額により事業費は減となりましたが、成年後見制度利用促進事業は、市長申立て、報酬助成とも利用者が増となりまして、地域支援事業費全体で前年度比0.4%減の2億852万円となったところです。

歳入総額は前年度比0.1%増の67億6,010万円、歳出総額は前年度比1.3%減の65億1,680万円となり、実質収支額は2億4,330万円となりました。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきまして、認定いただきますようお願いいたします

以上です。

○議 長 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてご報告させていただきます。

審査意見書の1ページ、第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

第2、審査の結果でございます。こちら審査に付されました南魚沼市介護保険特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠しまして、計数は関係諸帳簿に符合しております。適正に作成されておりました。また、予算の執行につきましても適正でございました。

審査意見書の9ページ、10ページでございますけれども、決算の概要それから歳入、歳出につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

10 ページの中ほどからでございますけれども、本年度の介護保険被保険者数は1万8,630人、前年度に比べまして46人の減、人口の34.7%を占めまして、第2号被保険者78人を含めまして、要介護認定者数は前年度に比べまして129人の減、3,492人で一時的には減少しましたがけれども、今後も高齢者人口は増加していくわけでございます。昨年度より団塊の世代が75歳に到達されまして、介護需要が高まることは避けて通れません。ここ数年、介護認定申請件数は減少しておりますけれども、今後は前期高齢者から後期高齢者へのシフトが進みまして、一層の介護サービスの充実が求められ、保険給付費の増加は見込まれます。

一方、介護施設の人材不足が顕在化しまして、安定した介護が受けられる体制維持が課題となってきました。介護人材の確保対策に加えまして、高齢者の介護予防、重度化防止に努めまして、市民ニーズに合った介護保険事業に取り組んでいただきたいと思っております。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第81号議案 令和4年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

被保険者数は昨年に比べて46人減の1万8,630人、歳出総額は8,853万円減の65億1,680万円でありました。介護保険料は515万円増の14億4,912万円でありました。保険給付費は施行以来、初めて8,819万円減の60億2,745万円でありました。要介護認定者数が129人減の3,492人であった。そこで、要介護認定者数の減少をどう総括しているのか。

そして介護人材の確保は長年懸案事項でありました。そこで、介護人材確保の取組をどう総括しているのか。

以上、2点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの大綱質疑にお答えいたします。

1点目の要介護認定者数の減少をどういうふうにご考えているかということでもあります。第8期計画期間において、高齢者人口は継続的に増加すると見込んでいましたけれども、令和4年6月からの数か月間は減少に転じたということでありました。また、前期高齢者の割合が後期高齢者より高く推移しておったということでもあります。介護保険サービスをより必要とする後期高齢者の人口が減少したということから、要介護認定者数の減少、また保険給付費の減少につながったものと分析しているところです。しかしながら、令和5年1月からは再び高齢者人口が増加に転じておりまして、後期高齢者の割合が前期高齢者を上回る状況となっています。

今後も、高齢者人口や要介護認定者数、そしてサービス利用の傾向などの推移を注視しながら、持続可能で安定した介護サービスの提供を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の介護人材確保の取組をどう総括しているのかということでもあります。介護人材確保支援対策については、人材確保緊急5か年事業であります。この2年目に当たっていました。支援金の申請期間を延長しまして、より申請しやすいように見直しを行いました。また、介護職員研修費用の補助についても、テキスト代を対象に加えまして、同一人の初任者研修、実務者研修の両方への助成を可能にすることなど……分かりづらいですかね……分かっていますね。同じ方の、両方への助成を可能とするなどによりまして、経済的負担の軽減をお助けするというか、寄与できたものと考えて評価しているところです。

今後も介護人材不足は一段と厳しい状況が見込まれるということから、新規事業の検討や、また既存事業の見直しを常に図りながら、より一層の強化を進めてまいりたいと考えております。大変大きい課題であると考えて総括しています。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点だけお尋ねします。人生100年時代に向けて、令和4年度の介護予防事業の成果についてお伺いします。

コロナの影響もあって、筋力づくり教室の延べ参加者が約8,000人ということで、目標としている1万7,600人の半分以下となっております。ふれあいサロン参加者数も約8,500人と目標の2万人の半分以下となっております。さらに筋力づくりサポーター養成講座は、申込みをする人が少なく中止となっております。こういった厳しい状況の中、市の総合計画が掲げる地域で支え合う福祉の充実に向けて、令和4年度の取組をどう評価されているかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、黒岩議員の大綱質疑にお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、介護予防事業、特に一般介護予防事業については感染の拡大を懸念し、また活動の急激な縮小となっております。活動自粛が長引くという中で、これらの事業の参加者や運営者の高齢化などにより廃止となった会も少なくないということでもあります。そのような状況下でありましたが、感染症予防について具体的に対策を伝え活動を促す取組を継続した結果、令和4年度については、この決算年度については徐々に活動再開ができた年であったと捉えております。令和3年度実績との比較では、会場数こそ減少しておりますが、開催回数、参加者の延べ人数とも伸びているということがあります。

地域で支え合うという観点では、各地域の包括支援センターが地区の活動として、地域の状況に合わせた様々な取組を実施しておりまして、地域づくりや地域の課題の解決をまさに自分ごととして意識する、そういう機運が徐々に醸成されてきていると思っております。ただ、ご指摘のとおり本当に大変です。いろいろなところがもう人材不足ですけども、これからの地域、人生100年時代を支えるという意味においても、地域で支え合う福祉の充実と

というのは、誠に大きな課題だと思っておりますが、この辺のところをきちんとやっていかなければならないと考えているところです。

しかし、令和4年度は前年度と比べたら回復傾向、回復する努力を続けた年であるというふうに総括しています。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 ありがとうございます。再質問1点だけ。一応、目標は、ふれあいサロンは2万人で、筋力づくりのほうは1万7,000人となっているのです。令和4年度は回復傾向にあるということですがけれども、この目標はこのままいけば達成できる、令和4年度のやり方を継続すれば達成できるだろうと市長が見込んでいるかどうかだけ、最後お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 大綱なので私が答えますが、本当はこういう細かい部分については担当課ということになるので、また必要があればいろいろなところでご質問していただきたいと思っております。これはもう努力目標でありますので、そうしていきたいと考えています。

ただ、それがもしも、なさざるところがあるというふうに予見できたり察知したり、またいろいろ感じるころがあれば、ではこういう手だったらどうだろうかということをも果敢に取り組んでいくということは、その姿勢は貫き続けますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。また、議員各位からもいろいろなご意見があれば、その努力目標に向かつてまさに自分ごととして一緒に考えていただければ大変ありがたいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

〔「議長、監査委員にお伺いする場合は、どこでお伺いすればよろしいか」と叫ぶ者あり〕

○議 長 監査委員に答弁を求めることはできません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第81号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第9、第82号議案 令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第82号議案であります。令和4年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

城内診療所は、平成30年度から無床の診療所として、地域の皆様に安全安心な医療を提供してまいりました。令和4年度は、持続可能な医療提供のため、南魚沼市民病院の附属診療所化を目指し、他の医療機関への患者さんの振り分けや施設の整備を行い、年度末をもって

打切り決算とし、歳入歳出差引残高を南魚沼市病院事業へ引き継ぎました。

歳入では、これらの要因により保険診療等の外来収入が減少した一方、新型コロナワクチン個別予防接種の受託増などにより収入が伸びまして、診療収入全体では、調定額ベースで前年度比 2.3%増の 5,509 万円となりました。一般会計からの繰入金は、65.0%増の 4,950 万円となったところです。このほか、国庫補助金は、前年度比 98.9%減の 1 万円となりました。

歳出では、総務費において、空調設備の修繕、附属診療所化のための施設整備等により、支出負担行為ベースで前年度比 18.3%増の 8,751 万円となりました。医業費では、附属診療所化に係る医療機器整備等で、同様に前年度比 27.4%増の 594 万円となったところです。

収支について、歳入総額は、未収金を除きまして 1 億 930 万円、歳出総額は、未払金を除きまして 9,164 万円となりまして、実質収支額は 1,766 万円となったところです。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてご報告させていただきます。

審査意見書の 1 ページでございますけれども、第 1、審査の概要につきましては記載のとおりでございます。

第 2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市城内診療所特別会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しておりまして、適正に作成されておりました。また、予算の執行に関しましても適正でございました。

審査意見書の 10 ページ、11 ページでございます。決算の概要それから歳入、歳出につきましては、記載のとおりでございますのでご確認いただければと思います。

城内診療所は、令和 5 年度から市民病院附属診療所化による診療日数の減少を見込みまして、他院への患者紹介を行う診療所運営を実施してまいりました。経常経費においても、附属診療所化への設備投資等の支出が増加してございます。

なお、令和 5 年 3 月 31 日をもちまして打切り決算を行ってございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 82 号議案 令和 4 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

令和 5 年度より市民病院附属診療所となったため、今年度は特別会計としての最後の決算認定であります。外来患者数は 263 人減の 4,744 人、1 日平均 18.8 人でありました。診療収

入 4,986 万円、補填のための一般会計からの繰入金 4,950 万円でありました。本来の特別会計決算認定に対する質疑としては似つかわしくないかもしれませんが、旧城内病院、城内診療所が果たしている役割について、やはりここで大綱質疑として市長にお伺いするのがよいかと思って質疑を行います。

旧城内病院、城内診療所が地域医療のために果たしてきた役割をどう総括しているのかを伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんからの大綱質疑にお答えします。

旧城内病院、城内診療所が地域医療のために果たしてきた役割をどう総括しているかということでお答えします。こういうときこそ歴史をひもといて、一つのピリオドといえますか、打たなければいけないと考えています。

城内診療所は、昭和 21 年 8 月 1 日に長森地内におきまして、25 床を有する国民健康保険の直診病院、城内村立城内病院として開設されたところに遡ります。昭和 31 年には昭和の大合併に伴い六日町国民健康保険城内病院となりまして、昭和 53 年に現在の城内診療所の位置に移転したということでありまして、平成 16 年には平成の大合併によりまして南魚沼市立城内病院となり、さらに平成 21 年には南魚沼市立城内診療所としてその機能を変えながら、令和 5 年 3 月 31 日を最後に、現在の南魚沼市民病院附属城内診療所に至っているものであります。

これまでの間、地域に根差した医療機関として、その時々状況に応じて運営形態の変遷を見ながら、時には驚くことではありますが年間 400 件の分娩を扱い、一般の外来ばかりではなく各種健診や訪問看護、予防接種などを実施し、その時々地域のニーズに合わせた医療サービスを提供し、まさに地域医療を担い続けてまいったところでありまして。

ここに今申し上げた以上に、そこに住む住民の皆さんにとっては、まさに心のよりどころとなってきた場所であろうと考えているところであります。地域住民にとって、なくてはならない施設としてその役割を果たしてきたものと考えておりますが、現在、市民病院附属城内診療所ということで、その精神を引き継ぎながら、また新しい段階を迎えていると考えております。そう総括しております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 82 号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時といたします。

〔午前 10 時 45 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 日程第 10、第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 83 号議案 令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

水道事業につきましては、令和元年度以降、引き続き厳しい経営を表す決算であります。物価高に対する支援となる基本料金減免を実施しましたが、料金減収分は一般会計から全額補填しましたので、事業経営への影響は生じておりません。

初めに、経営成績となる収益的収支であります。税抜きで前年度比 2,796 万円増となる 6,956 万円の純利益を確保いたしました。

収入合計では、19 億 463 万円となったところです。収入の内訳は、給水収益が税抜きで 13 億 4,096 万円となり、前年度比 1 億 2,639 万円の大幅な減となりました。これは冒頭に述べました物価高への料金減免によるものと、使用水量や人口減少といった自然減によるものであります。

支出合計では、17 億 7,819 万円となり減少傾向にあります。これは営業外費用の企業債の利息が、前年度比 2,078 万円減となったものであります。営業費用の維持管理費や収益費用の 6 割を占める減価償却費は、横ばいの傾向であります。

次に、資産の投資・施設の更新を表します資本的収支であります。収入合計では、4 億 7,635 万円となり、支出の新設改良費の増に連動しまして、企業債や移転補償金が増加となったところです。

支出合計では、15 億 5,934 万円となり、前年度比 3,575 万円の減となりました。投資費用の 6 割を占める企業債の元金償還金は 9 億 1,050 万円となり、前年度比 8,985 万円減で 10 億円を切ることとなりました。収入不足となる 10 億 8,299 万円は、損益勘定留保資金や減債積立金などを補填し、調整したところであります。

最後に、利益の処分についてであります。令和 4 年度末、未処分利益剰余金 2 億 4,591 万円について、当年度の純利益 6,956 万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額 1 億 7,635 万円を、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、認定及び決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 4 年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定に

ついてでございます、私ども監査委員による決算の審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページでございますけれども、第1、審査の概要につきましては記載のとおりでございます。

第2、審査の結果でございますが、審査に付されました南魚沼市水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておまして、かつ計数は水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものでございました。

審査意見書の2ページから3ページでございますけれども、こちらにつきましては(1)事業実績、(2)予算の執行状況について、(3)経営成績、(4)財政状況、(5)企業債につきましては、記載のとおりでございますのでご確認いただければと思います。

(6)のむすびにつきましてはでございますけれども、3ページの下段です。当年度の水道事業運営につきましては、年間総有収水量が前年より14万立方メートルを超える減少となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が残るとはいえ、令和3年度で上昇に好転した年間総有収水量が減少に転じたことは、給水件数の変動があまりない状況におきましては、給水人口の減少傾向が影響しているものと思っております。

決算状況では、給水収益はコロナ前の14億円台から13億円台へと減少が見られる一方、原水及び浄水費は減少しましたが、配水及び給水費は増加しまして、収益確保が厳しい経営環境になりつつあります。

また、給水原価は253円24銭、供給単価は231円19銭と逆ざや、原価割れの状態が続いておりますけれども、改善に向け努力いただきたいと思っております。

未収給水収益は6,559万円でありまして、前年度に比べまして1,988万円と大幅に減少しております。今後も未収金の解消に向けた使用者との交渉、納付指導等の適正な事務管理を継続していただきまして、公平性を確保して収納率向上に取り組んでいただきたいと思っております。

当市の水道事業につきましては、人口減少や給水人口の減少によりまして、過度に減少はしておらないわけですが、水需要の伸びは期待ができない状態に移りつつあると思っております。

また、電気料金の値上げや原油の高騰等、経費の増加が懸念されます。健全な経営の維持と料金負担の公平性を図るため、水道料金を改正したところでございますけれども、有収率の向上、料金の収納確保、経費の削減など、健全経営の維持を基本としまして、より一層、合理的、効率的な運営に努められまして、あとは非常用水源の整備を進めまして、市民が安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給をお願いしたいものでございます。

以上でございます。

○議長 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第83号議案 令和4年度南魚沼市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

損益計算書を見ますと、給水収益 13 億 4,096 万円、減価償却費 10 億 4,842 万円などで営業損失 2 億 4,210 万円でありました。他会計補助金 1 億 1,843 万円、長期前受金戻入 2 億 2,200 万円、支払利息 9,893 万円などで経常利益 5,893 万円でありました。特別利益 1,091 万円などで当年度純利益は 6,956 万円の決算でありました。

一方、貸借対照表を見ると、現金及び預金が 15 億 8,139 万円で当初見込みより減っている。固定負債は 60 億 5,218 万円、建設改良のための企業債は 10 億 2,659 万円でありました。資産合計が 261 億 8,049 万円で当初見込みより減っているというわけであります。経常収支比率は 1.06 ポイント上昇し 103.48%、料金回収率は 6.49 ポイント悪化し 91.03%でありました。有収水量は昨年に比べて 14 万 1,607 立方メートル減の 580 万 152 立方メートル、有収率は 0.3 ポイント減の 79.7%でありました。収益確保の難しさが浮き彫りとなった決算であります。そこで、2 点お伺いいたします。

1 点目、老朽管更新、漏水対策をどう総括しているのか。

2 点目、令和 4 年度決算数値が、令和 5 年 9 月からの料金改定、給水総括原価方式による向こう 5 年間の新料金体系に及ぼす影響をどう総括しているのか。

以上、2 点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの水道事業会計に対する決算認定に係ります大綱質疑にお答えいたします。

2 点のうちの 1 点目、老朽管更新、漏水対策をどう総括しているかということですが、令和 4 年度の管路工事は、配水管施工延長は 3,552 メートル。このうち 59%に当たる 2,082 メートルが老朽管更新の対象となっています。

老朽管更新事業として主に取り組んでいるものは、漏水が頻発する路線を対象とする更新事業、それと緊急避難所に指定されている学校など重要施設へ通じている管路の耐震化事業の 2 つになります。どちらも対象とする管路は塩化ビニル製であるため、現在、大和地域を中心とした老朽管更新工事を行っているというところであります。

このように老朽管更新の取組を進めているところですが、令和 4 年度の有収率は、前年度比マイナスの 0.3 ポイント、79.7%に減少しました。この結果から、現状の漏水対策では年々進む老朽化のスピードに対策が追いつかず、今後の有収率の改善は厳しく、停滞を招くのではないかと予測しています。

実効的な漏水対策となるように、最新の漏水対策技術、こういったものを入手して検討した上で、対策の強化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2 点目のご質問であります。本年 9 月の料金改定であります。この 5 年間の新料金体系に及ぼす影響をどういうふうと考えているかということであります。本年 9 月から適用される新水道料金の算定方法は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の総括原価に基づいて、新料金の設定をしています。ここでの総括原価は、令和 3 年度の水道事業会計決算数値を基

礎にして計算を行いまして、5年間の総括原価は総額で69億8,000万円、1年に換算すると約14億円になるものであります。これは今、令和3年度の話を上申しました。

令和4年度の決算数値から単年の総括原価を計算したところ、これは先ほど申し上げました数字と同じ14億円となったところです。これによりまして、料金改定時に作成した収支計算と決算額に大きな乖離はなく、新料金体系に及ぼす影響はほとんどないものと捉えております。

ただしかしながら、令和5年度以降も給水収益は年々減っていくという見通しがありまして、収益面に不安な要素もあるということでもあります。積極的な経費の削減に努めたり、またその上での安定した水道事業経営を堅持してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第83号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 日程第11、第84号議案 令和4年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第84号議案であります。令和4年度南魚沼市病院事業会計決算認定につきまして、提案理由を上申します。

初めに収益的収支についてであります。大和病院事業では、入院患者数は前年度比0.6%減の1万4,743人、外来患者数は前年度比9.6%増の4万7,173人となりました。また、人間ドック・健診等の受診者数では、人間ドックでは前年度並みだったものの、それを除く健診等は3.6%減となったところです。税抜き収入では前年度比1.3%増の14億3,370万円、支出では2.5%増の14億288万円となり、純利益が3,082万円となりました。

市民病院事業で申し上げます。入院患者数が前年度比4.7%増の4万976人、外来患者数が前年度比0.1%増の13万602人となりました。税抜き収入では前年度比2.4%増の42億2,624万円、支出では3.7%増の43億8,009万円となり、1億5,385万円の純損失となりました。

以上によりまして、病院事業会計全体では、1億2,303万円の純損失を計上したところです。これに前年度の繰越欠損金を加えまして、累積の繰越欠損金は42億6,468万円となりました。

次に資本的収支についてです。大和病院事業については、超音波診断装置やX線骨密度測定装置などを更新したところです。税込みの収入では8,559万円、支出では1億2,906万円

となり、4,347万円の不足が生じております。

市民病院事業については、医療機器では循環器動画ネットワークシステムなど心臓カテテル検査・治療の開始に合わせた機器の導入や眼科手術用顕微鏡等の更新を行い、建設工事費では前年度より繰り越した玄関ひさしの建築工事及び監理監督業務が完了したところであり、税込みの収入では2億5,619万円、支出では4億8,801万円となり、2億3,182万円の不足が生じたところです。

両事業分を合わせた不足額が2億7,529万円、これにつきましては過年度分損益勘定留保資金等で補填したところであり、

説明は以上であります。よろしくご審議いただきまして、認定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和4年度南魚沼市病院事業会計決算認定について審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページでございますけれども、第1、審査の概要につきましては、記載のとおりでございます。

第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市病院事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されておりまして、かつ計数は病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものであります。

審査意見書の5ページそれから6ページ、7ページでございますけれども、(1)業務実績、(2)予算の執行状況について、アとしまして収益的収入及び支出、イとしまして資本的収入及び支出、(3)経営成績、(4)経常損益、(5)特別損益、(6)企業債、(7)当年度純損益及び未処理欠損金は、記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

7ページ、(8)むすびでございます。当年度の純損失としまして、1億2,303万円を計上しまして、前年度に比べ赤字額が6,995万円増加しましたがけれども、要因としましては一般会計からの補助の減少があげられております。

病院事業では、例年10億円近く一般会計から繰入れを受けていましたけれども、当年度から1億円の削減を目標としまして、経営改善に取り組んだ結果、一般会計からの繰入金総額は8億574万円となりまして、目標を上回る約2億円の削減を達成できております。

新型コロナウイルス感染症による受診控えがあった前年度に比べまして、入院、外来ともに患者数が回復しまして、地域包括ケア病床転換による病床再編に取り組んだこと等によりまして、本業の医業収益が改善されました。

医業損失では前年度に比べ8,632万円、収益が改善しておりますけれども、6億9,117万円であり、給与費や諸物価高騰による材料費及び経費が増加しておりまして、経常的な一般会計の支えにより病院事業の運営が成立している経営環境は今後も継続されます。

今後ですけれども、新型コロナウイルス感染症による病院事業への影響は緩和されると思われ、地域医療機関と連携した患者の確保や、地域包括ケア病棟等によります事業運営の改善それから診療報酬加算の獲得など、収益の確保に向けた取組を進めていただきまして、市民が安心して享受できる医療、予防医療を推進する体制を確立し、質の高い医療を継続して提供するという使命を果たしていくことを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 84 号議案 令和 4 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

損益計算書を見ると、医業収益は 48 億 1,263 万円、医業費用は 55 億 8,088 万円などで医業損失が 6 億 9,116 万円であった。他会計からの補助金 5 億 8,494 万円などで経常損失が 1 億 8,388 万円であった。特別利益 6,117 万円などで当年度純損失が 1 億 2,302 万円であった。

一方、貸借対照表を見ると、現金及び預金が 4 億 2,386 万円、固定負債が 42 億 193 万円、流動負債の企業債が 4 億 8,768 万円、一時借入金 4 億円、総資産 77 億 4,933 万円当初見込みより若干増えているという決算でありました。修正医業収支比率は 2.1 ポイント改善し 86.2%、病床稼働率は 2.6 ポイント上昇し 82.5%であります。そこで、3 点を伺うものであります。

まず 1 点目、赤字幅が当初見込みより改善されているが、要因をどう総括しているのか。

2 点目、在宅診療、訪問看護などを含めた人材確保をどう総括しているのか。

3 点目、回復期リハビリテーション病棟への転換をどう総括しているのか。

以上、3 点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの病院事業会計決算認定に係る大綱質疑にお答えします。

3 点。1 点目は、赤字幅が当初見込みより改善されているが、要因はどうかということです。昨年 6 月に策定しました医療のまちづくりに関する骨太の全体計画、ここにおける 3 本の柱の一つとして経営の健全化を大きく位置づけました。本当に全職員の皆さんが一丸となって取り組んでもらったと思っております。

特に、市内で不足している医療ニーズへ対応し、かつ経営改善を図るための方策として、昨年 4 月に市民病院の第 3 病棟を急性期病棟から地域包括ケア病棟へと転換したものであります。これにより魚沼基幹病院と診療所や介護施設などに橋渡しする機能が強化されるとともに、医師や看護師だけではなくリハビリ技師やケアマネジャー、またソーシャルワーカーなど多職種が関わって在宅復帰を支援する体制などが整えられることになりました。急性期から回復期を経て在宅復帰するまでの医療体制の強化が図られたものと考えております。こうした取組によりまして、病床稼働率、また日当点ともに向上してきているということであり

ます。

もう一つは、魚沼医療圏において、循環器医療がままならない状態が続いておりました。これは大変な課題であったわけではありますが、昨年4月から自治医科大学附属さいたま医療センターから、循環器内科の特命助教1名と専攻医1名を新たに派遣いただきまして、市民がこれは長らく待ち望んでいた心臓カテーテル検査、診療が可能となったということであり、これらの新たな医療機能の提供というものがあまして、医業収益が大幅に改善されたものと考えているところであります。

2点目であります。在宅医療、訪問看護などを含めた人材確保についてどう考えているかということではありますが、後期高齢者の人口が今後も増加傾向で推移する一方で、市内の診療所や訪問看護ステーションは減少傾向に今あると、残念ながらそういう状況です。こうした背景によりまして、在宅医療のニーズは当面の間、増加傾向で推移するものと考えています。そうした中、現在、病院事業では病院の入院ベッドは全体で185床有していますが、約270人の在宅患者に対して訪問診療や訪問看護を行うとともに、例えば特養など6つの施設の入居者415人に対して訪問診療を行っています。合計しますと870床の患者に対し医療提供を行っているというのが実情であります。

これは、あまりこの言葉は出てこないことなのですが、大規模病院に匹敵する規模です。市民が人生の最期のときを、ふるさと南魚沼市内で迎えることができるように、在宅も含めて1,000床の医療が提供できる人員体制を整備していきたいと考えております。そういう意味での人材確保の問題になろうかと思っておりますが、まこと困難なものがありますが、それを目指しているということでもあります。

3点目の回復期リハビリテーション病棟への転換をどう総括しているかということでもあります。回復期リハビリテーション病棟については、令和5年度から転換したものでありまして、令和4年度においてはまだ実施されていません。なので、この場での質問はちょっともしかするとずれを感じるころも聞いている人はあるかもしれませんが、現時点の状況として報告させていただきたいと思っております。

せっかくご質問でありますのでお答えしますが、令和5年4月に市民病院の第3病棟46床を地域包括ケア病棟から回復期リハビリテーション病棟へ転換し、そのうち12床を回復期リハビリテーション病床として、また34床を地域包括ケア入院医療管理料病床として運用を開始したところです。他院からの転院ニーズを踏まえながら病床構成を変更し、現在は回復期リハビリテーション病床が14床、そして地域包括ケア病床が32床で運用しているということでもあります。

近隣医療機関との連携が円滑に図られてきておりまして、回復期リハビリテーション病棟に転院をする患者さんが徐々に増えてきているという状況であります。このことから、ニーズを踏まえた病床構成の見直しを図りつつ、上位基準を満たすべく準備しているところでありますので、よろしくお願ひします。

以上3点、総括をさせていただきます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1 点だけ質問させていただきます。

市の総合計画では、地域の医療資源を最大限に効率的に運用して、紹介・逆紹介など医療の連携の推進が必要だとあります。昨年の 9 月議会でも、林市長はこの数を増やす——紹介・逆紹介の数を増やすことが重要だとおっしゃっていて、この部分では私の意見と完全に一致しております。

しかし、令和元年度、紹介が 2,600 件、逆紹介が 2,243 件あったのが、令和 4 年度はいずれも 2,000 件前後まで減り、今年度は今のペースでいくと逆紹介に関しては 2,000 件を切るペースでいっております。逆に紹介は 2,400 件ほどのペースでして、他の医療機関から受け入れる数が多くなっていますが、こちらから他の機関へ紹介するケースが減少傾向になっております。

特に気になるのが、魚沼基幹病院への逆紹介が令和元年度 963 件あったのが、令和 3 年度には 903 件へ減っています。こういった数字を踏まえて、令和 4 年度は市が目指す医療資源を最大限に効率的に運用する、それが進んだ年だったのかどうかをお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、黒岩議員の大綱質疑にお答えします。

医療資源を最大限に効率的に運用が進んだのかという質問ではありますが、昨年の 9 月議会でもお答えしているのですけれども、医療資源を最大限に効率的に運用する観点ではなくて、市民へ安全で安心な医療を提供するための観点から、医療機関同士の機能分担と連携が必要であると考えておりました、その指標の一つが紹介・逆紹介であると思います。

ご存じのとおり、紹介では、高度急性期病院から専門的な治療が終了した患者さんの紹介を受けるとともに、診療所などからは症状が悪化した患者などの紹介を受けています。また、逆紹介はその反対と、ちょっとややこしいですが、そういうことです。

令和 4 年度の紹介件数につきましては、前年度比 2.0%減の 2,116 件となっております。紹介件数がやや減っておりますが、その要因としてあげられるのが、これまで長岡方面から心臓カテーテル検査や治療後の患者さんの紹介を多く受けておりましたが、令和 4 年度から自治医科大学附属さいたま医療センターより循環器内科の助教 1 名と専攻医 1 名の派遣を受け、市民病院でこうした検査や治療が可能となったことによるものとも考えております。

またその一方で、市民病院の第 3 病棟を地域包括ケア病棟に転換したことなどによりまして、魚沼基幹病院からの転院は増えておりまして、紹介件数は前年度比で 71 件増となるなど、機能分担と連携が強化されたものと考えています。

逆紹介については、前年度比 0.4%減の 2,036 件となっておりまして、ほぼ前年度並みの件数となっております。そのうち魚沼基幹病院への逆紹介については、ほぼ前年並みの 896 件となっております。

今後も人口減少と高齢化の進展などによって、病気の疾病構造が変化していくことが推測

されています。こういうことが非常に考えられております。こういった状況を見据えながら、機能分担と連携を図っていきたいと考えております。機能分担そして連携は非常に大きなキーワードでありまして、なくてはならないものでありますので、懸命にまた取り組んでいただくとのことです。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません。1 点だけ再質問させていただきます。

魚沼基幹病院への逆紹介が減っているのですけれども、こういった患者さんは魚沼基幹病院に紹介して、こういった患者さんはうちで受け入れるみたいな、そういったものがあるのかどうか。令和元年度からはずっと減少傾向ですけれども、減少傾向であることに関しては連携が進んだというふうに捉えられているのかどうかだけ、最後お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 黒岩議員からの大綱質疑であります。大綱質疑なので、本来は私が答える以上のことは——細に入り微に入るところは、少しやはり遠慮していただかなければならないというのが本旨だと私は思いますが、殊、医療のことは大変な問題でありまして、またせっかくご質問でありますので、今後はお願いしたいというところでもありますけれども、大綱質疑の中でこの点、答えないわけにはちょっといかないと思います。私よりもやはり医療のことは本当に専門的なところが非常に大きくて、私から大綱質疑の答弁というよりも、この議場に管理者、医療のトップがおりますので、そちらから答えてもらうことにしますので、よろしくお願いします。これはちょっと異例ではありますが、よろしくお願いします。

○議 長 病院事業管理者。

大綱ですので、大綱の答弁でお願いします。細かいことではなく、大綱なので。大きい、ざっくりとしたことなので。

○病院事業管理者 市長ご指名でありますので、今、市長が答弁いたしましたように、魚沼基幹病院と病院事業との関係については、令和4年度は地域包括ケア病床等を整備したことによって、全体で前年度比71件の患者の増があったわけでもありますけれども、地域包括ケア病床というのは在宅復帰に向けて橋渡しになるような病床ですから、主に内科系で、あるいは整形外科もありますけれども、多種多様な患者さんがいらっしゃるわけです。そういったところが大幅に機能分担が増えていると。

それから逆紹介につきましては、議員は減っているとおっしゃっていますが、市長が答弁したように、そうは減っていないわけです。大綱質疑なので細かいことを言うと、ちょっとやめますけれども、そうは減っていない。それで、全体の増減の中であえて申せば、自己完結的というか、市民病院で新たにできることになったような循環器の検査、そういった患者さんについては、あえてまた魚沼基幹病院に転院する必要はないわけです。紹介する必要はないわけです。そういった点では、そういった疾患については今後も減っていくだろうと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 84 号議案は、社会厚生委員会に付託いたします。

○議 長 日程第 12、第 85 号議案 令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 85 号議案でございます。令和 4 年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

下水道事業につきましては、地方公営企業の事業者として、持続可能な経営をする上での課題の整理、改善策の検討を進めております。

初めに、経営成績となる収益的収支についてであります。税抜きで前年度比 1 億 3,634 万円的大幅減となる 4,945 万円の純利益を確保しました。

収入合計では、33 億 6,027 万円となりました。収入の内訳は、使用料が税抜きで 9 億 9,133 万円となり、全収入の約 3 割に相当します。残りは一般会計からの繰入金と建設時の補助金に当たる前受金であり、下水道事業の特徴を示した構成になっています。

支出合計では、32 億 9,980 万円となりました。支出の内訳は、減価償却費及び企業債の利息が全費用の 7 割を占めております。ともに減少傾向にあります。農業集落排水の県流域下水道への統合により遊休施設となっている資産の会計上の整理を行い、資産減耗費として 2 億 4,747 万円を費用計上いたしました。

次に、資産の投資・施設の更新を表します資本的収支についてです。

収入合計では、18 億 4,640 万円となり、支出の減少に連動して、企業債や国庫補助金が減少となりました。

支出合計では、28 億 2,880 万円となりまして、前年度比 4 億 1,223 万円減となりました。県流域下水道への接続工事の減少、投資費用の 7 割を占める企業債の元金償還金は 21 億 5,285 万円となり、前年度比 3,131 万円減となりました。収入不足となる 9 億 8,240 万円は、損益勘定留保資金や減債積立金などを補填し、調整をしたところであります。

最後に、利益の処分についてであります。令和 4 年度末、未処分利益剰余金 2 億 8,241 万円について、当年度の純利益 4,945 万円を減債積立金に、減債積立金の取崩し額 2 億 3,295 万円を、資本金に組み入れる処分をいたしたく、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、認定及びご決定を賜りますようお願いいたします。

○議 長 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和4年度南魚沼市下水道事業会計決算審査意見を報告させていただきます。

審査意見書の1ページでございますけれども、第1、審査の概要につきましては記載のとおりでございます。

第2、審査の結果でございます。審査に付されました南魚沼市下水道事業会計決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました、かつ計数は下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものでございました。

審査意見書では9ページ、10ページでございます。(1)の業務実績、(2)の予算の執行状況について、それから(3)の経営成績、(4)の財政状況、(5)の企業債につきましては、記載のとおりでございますのでご確認いただければと思います。

11ページにおきます(6)のむすびでございます。下水道経営の健全化に向けまして、2点の取組をお願いするものでございます。まずは、有収率の改善でございますが、当年度の年間有収水量は前年度より12万5,000立方メートル減少してございまして、年間総処理水量も16万3,000立方メートル減じてございます。有収率は89.3%で、前年度より0.4ポイント上昇しております、改善が見られてございます。これは不明水対策を兼ねました古いマンホール蓋の交換工事や管路内のカメラ調査等々を行いまして、下水道管とマンホール接合部分の修繕を行った結果が表れたものと考えられます。

当市の地域性としまして、消雪パイプの水流入は冬期不明水対策の最大の懸案事項でございますが、更新対象のマンホール蓋が多数ございまして、下水道管の不明水流入箇所修繕と併せまして施設管理を行い、有収率のさらなる改善に努めていただきたいと思います。

次に、下水道設備の集約等についてであります。下水道施設は、市民生活になくてはならない重要なライフラインの一つであり、安定的な運営が望まれております。使用料単価につきましては、180円52銭、対前年度比6銭の増、汚水処理原価は205円53銭、対前年比64銭の減となりました。ほぼ前年並みの原価となっておりますけれども、将来的には人口減少等に伴います料金収入の減少などの課題が見込まれる中、大和クリーンセンターでは耐用年数を超える設備が増加しまして、更新等費用負担の増が想定されます。県流域下水道へのつなぎ込みを進めることによりまして、効率的な事業運営に努めていただきたいと思います。

そうした中で、下水道経営の健全化を図りまして、今後も経営状況、資産状況の正確な把握に努めまして、良質な下水道サービスが提供されることを望むものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長 大綱質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第85号議案 令和4年度南魚沼市下水道事業会計利益の処分及び決算認

定について、市民クラブを代表して大綱質疑を行うものであります。

損益計算書を見ますと、下水道使用料 9 億 9,133 万円、減価償却費 18 億 8,964 万円などで営業損失が 19 億 507 万円であった。他会計補助金 7 億 7,602 万円、長期前受金戻入 14 億 6,535 万円、支払利息 2 億 8,291 万円などで経常利益 4,759 万円であった。過年度損益修正益 200 万円などで当年度純利益が 4,945 万円であった。

一方、貸借対照表を見ると、現金及び預金が 1 億 5,134 万円で当初見込みより少なかった。固定負債は 222 億 692 万円で当初見込みより減らし、建設改良に充てる企業債は 20 億 8,833 万円で、総資産は 537 億 2,028 万円でありました。そこで 3 点をお伺いします。

1 点目、人口減少と節水で有収水量が減ることが明確となった決算数値から、今後の料金体系を含めた下水道事業ビジョンをどう総括しているのか。

2 点目、有収水量確保のための不明水対策の成果をどう総括しているのか。

そして 3 点目、農業集落排水処理場の跡地利用についての取組をどう総括しているのか。

以上、3 点を伺うものであります。

○議 長 市長。

○市 長 それでは、市民クラブさんの下水道事業会計決算に対する大綱質疑 3 点にお答えします。

1 点目から。人口減少と節水で有収水量が減ることが明確となったという決算数値から、今後の料金体系を含めた下水道事業のビジョンをどう総括しているかということです。

南魚沼市では、旧三町の時代から公共事業の一つの重点施策として、下水道事業を全域で整備してきたということから、現在も多額の企業債残高があります。下水道会計においては毎年、企業債元利償還金が費用の多くを占めています。先ほどの説明のとおりであります。

令和元年度からは公営企業会計に移行しておりまして、本来であれば使用料での独立採算を目指すべきというふうに考えますが、下水道事業を独立採算で運営するためには、処理区域 1 ヘクタール当たり 40 人以上の人口が必要と言われているということでありまして、その半数にも満たない南魚沼市では困難な状況にあるかと思えます。もともと困難性があるということでありまして。

使用料だけの収益で独立採算を目指すためには、大幅に値上げする必要があり、これは現実的ではないという問題であります。一般会計からの繰入金によって事業経営が成り立っている状況が現実ということであるため、財政部局との協議を十二分に行いながら必要となる繰入金を確保し、持続的な事業経営を進めてまいります。

あわせて、不明水対策などによる有収率の向上、また下水道への接続の推進、収納率の向上などの収益確保にも努めてまいりたいと考えております。なかなか厳しい状況の中でやはり進められているということは否めません。

2 つ目のところでありますが、有収水量の確保のための不明水対策の成果。不明水は、有収率の低下に直結すると。処理場の適正な運営にも支障を来すということでありまして。南魚沼市では冬期間の消雪パイプの水——これは地域性としてどうしようもないことでありまして

が、消雪パイプの水がマンホールの蓋周辺から多量に浸入することなどから、降雪日の処理場への流入水量は、晴天日の約2倍程度まで増加する日もある。こういう状況であります。一概に晴れか降っている日だけとは言えなくて、解けているということもある。いろいろあるので、と思いますが、そういう状況です。

現在、県と進めています大和处理区の県流域下水道への統合の協議の中でも、冬期の多量の不明水が大きな課題となっている。不明水対策は下水道事業の喫緊の最重点課題だと思っております。

平成29年度から国の交付金事業を活用して古いマンホール蓋の更新工事を実施してきました。昨年度までの6年間に約1,200か所の蓋を交換したというところであります。これらの成果を検証して、有収率が2%程度向上したと推計しているところであります。

交付金による蓋の更新工事は不明水対策に効果がありますが、高額で補助対象にできる箇所も毎年限られていることから、安価で同等の効果が期待できるマンホール内部の例えば簡易止水工事など、新たな対策を検討しなければならないとも考えているところであります。

3点目の農業集落排水処理場の跡地利用ですが、栃窪集落を除く11の処理場を県流域下水道に統合して、令和4年度までに廃止をしてきました。

補助事業で取得しているため、土地は永年です。そして建物は30年などの財産処分制限期間がありまして、期限前に財産処分すると補助金返還の必要が生じることになります。これはご存じのとおりです。また、建物の解体には多額の費用を要する。大変がっかりした施設でももちろんありまして、大変な費用を要するという事などから、現在、処理場の多くは市の各部署が倉庫や書庫として活用しているという状況です。

施設を有効利用するため、民間事業者へ貸付けなどの呼びかけも行っているところですが、なかなか利用するに当たって建物の形状とか立地場所に課題がありまして、これまで応募には至っていないというのが実情であります。施設内に残置してある、置きっ放しになっている機械電気設備も有効利用の障害と考えられているのかもしれませんが、考えなければならないと思います。これらの片づけ処分なども検討して、よりよい有効利用の方策を研究してまいりたいと考えております。ちょっと一足飛びには行きませんが、そのような状況ということで総括しております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第85号議案は、産業建設委員会に付託いたします。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

〔午前11時58分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時19分]

○議 長 日程第13、第86号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第86号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

市で管理している市営住宅のうち、このたび建物の老朽化のため、北原住宅の全部について用途を廃止し取壊しをいたします。このため、当該住棟を市営住宅条例の別表から削除することについて、条例の一部改正を行うものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。別表の右、現行欄、その中ほど別表（第1条関係）中、北原住宅の項を削除するものです。

1ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 北原住宅4号棟除却ということで、あそこの北原住宅がこれで全て除却という方向になっていくと思います。初日の補正予算のほうで除却の費用等が出ましたけれども、時期的なものとするのと建物が完全になくなってから、これが除却ということで条例から外すという方向でやるのか。これで今日承認してしまえば、もう既に条例から外れている建物ということになるのだけれども、そこら辺の時間の差というものについては、除却が先ではないかなという感じがするのですけれども、そこら辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず条例の中で用途を廃止した後、除却をします。そういう段階を踏んで除却の作業に入りたいと思っております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 用途廃止というのでは分かるのですけれども、この住宅条例一部改正の中からこの分を除くということが、普通で考えれば、建物がなくなってから条例から削除していくという方向が私は分かりがよいのではないかと思ったのですけれども、そうではなくて、用途廃止をした時点で条例からなくしていくということにすると、その後、用途廃止をして建物が残っていった場合について、これの取扱いというものをどういうふうに考えればいいのかというところがちょっと分からないところなので、もう一回お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この条例を改正した後、速やかに除却をしますので、残すことはありません。

せん。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 考え方はよく分かりました。今後、こういうことが起きた場合についても同様に考えて、条例を改正する——用途廃止をして条例の中からいろいろなものを削っていくとしたときについても、その除却については条例改正とほぼ同じぐらいに、速やかに除却をしていくのだという方向でいると承知していいわけですね。

○議 長 総務部長。

○総務部長 条例の関係ですのでちょっと私のほうから。私どもが持っています実務補正の実例をひもときますと、今、議員がご質問のところがまさに載ってしまっていて、内容を読みますと、条例改正の議決を得た後に取壊しをするという順番が書かれています。ですので今回の上程で改正した後という形になります。

以上です。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑的に今、質問の内容がそれなので後で聞いてください。

〔「分かりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 86 号議案 南魚沼市市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 87 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 87 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

消防団員の定員につきましては、令和 4 年度——昨年ですが、2,170 人から 2,030 人に改正しました。人口減少が進んでいることもあり、令和 5 年度においても退団数が入団数を超え、

8月末現在で団員数は1,810人となり、定員と220人の差が生じております。消防団員の確保が難しい中、新入団員の大幅な増加は見込めない状況にあり、さらに新潟県市町村総合事務組合の退職報奨負担金、公務災害負担金は、定員1人当たり2万1,100円で全額公費負担をしております。このため定員と実員の差が大きいと、比例して不要な負担も大きくなってまいります。これらのことから、現在の実員に合った内容で条例を改正したいものです。

議案3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の定員に関する事項中、2,030人を210人減じて1,820人とするものでございます。

1ページに戻っていただきまして、附則の施行日は、来年度の負担金の計算の基準日となる令和5年10月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点聞かせていただきたいのが、負担があるということで、実数に合わせていくというのは大変納得できるのですけれども、ただ、このまま下げていくと、どこかで下げ止まりをつくらなければいけないと思うのですけれども、今後もこのまま実数に合わせて下げていくのか。それともどこかでうちの市の適正規模というのですか、人数に合わせて回復を見込んでいくという、そういう考えがあるのかどうか、それだけお願いします。

○議 長 消防長。

○消防長 現在のところ、年間に約70名ずつ減っていきますと、条例を改正させていただいているということになっておりますが、今後も、私自身は同じペースで減っていくとは考えておりません。何とか処遇の改善をしたり負担の軽減を図りまして、なるだけこの人員を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の時代背景に合わせて人員も整えていくというのは理解できるのですけれども、今南魚沼市の自主防災組織の組織率はかなり高い状態にあつて、その自主防災組織の組織率と消防団——ほぼ自主防災組織は消防団が担ってくれているようなものだと思つているので、その消防団の人数が減ると、今回このように約10%人数が下がっている中で、組織率にまで影響が及ぶのか、その辺りを教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 自主防災組織と各地区の消防団は当然密接なつながりがありまして、いざというときに市民をお守りするところでは同じですが、消防団員数が減るからといって組織率が低下するということは直接には考えておりません。私どもの市は非常に、議員のおっしゃるとおり組織率が高いですし、最近になっていろいろな活動もまた新たな視点で盛んになってきていますので、今ほどのご質問については、組織率は下がってはいかないという考えでおります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 各分団、各部までありますけれども、一番末端の組織である部のほうで、うちの近所でも2つのところを1つにして定数を確保しているという状況です。こうやって210人減にしていったとき、それぞれの各部の定数です。件数はあまり変わっていませんけれども、定数というのを相当いじらなければならないと思うのですけれども、実際問題、各部の定数を減らしていくと、そういったときというのは何か指針みたいなものがあって、分団長とか本部員等でいろいろ検討していると思うのです。そこら辺の指針みたいなものをきちんと示しているのだと思いますけれども、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 消防長。

○消防長 各部の定員につきましては、南魚沼市消防団の運営に関する内部規程で規定されております。具体的に申し上げますと、例えば1つの部に軽積載車が1台配備されていたということになりますと、団員数、定員10名プラス地域の実情に合わせてプラスアルファしていただくという形になります。現在ですと、軽積載車1台と小型ポンプ1台、これを部の中に配備しているところが多いわけでございますけれども、これにつきましては小型の分プラス5名ということで定員を定めております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今さらで申し訳ないのですけれども、国とかの指針でこういった人口規模にはこれぐらいの消防団員数が望ましいみたいな、そういった指針みたいなものがあったりはするのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消防長 団員につきましては、国の示す消防力の指針に定められておりますが、具体的に人口が何人で何人必要とか、面積がこれだけあるから何人とか、そういう具体的な数字は示されておられません。あくまでも、その地域性によって判断していただきたいという書き立てになっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 87 号議案 南魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 88 号議案 財産の取得について（農振有機第 1 号 ホイールローダ 1 台）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 88 号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページをお願いいたします。1、取得する財産の表示は、ホイールローダ。取得数は 1 台。取得の方法は、指名競争入札。取得金額は、1,965 万 7,000 円。契約の相手方は、長岡市の日本キャタピラー合同会社長岡営業所であります。

3 ページをお願いします。3 ページは物品購入仮契約書で、契約期日は、令和 5 年 7 月 18 日、納入期限は、令和 6 年 9 月 30 日であります。議会の議決をもちまして本契約とみなします。

納入期限が、次年度の 9 月となっております。これは本年 6 月議会の令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 3 号）におきまして、畜産振興費に計上の広域有機センターで使用する機械につきまして、繰越明許費の議決をいただいたものでございます。

4 ページです。4 ページは入札調書で、当市の入札参加資格者名簿に登載され、県内に営業所を有する 7 者を指名し、3 者が辞退し、4 者からの応札によりまして、落札は 1,965 万 7,000 円、落札率 77.2%であります。

5 ページ。5 ページは契約相手方の概要です。7 ページからが仕様書。9 ページが納入予定の外観図であります。

以上、第 88 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

9 番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 第 88 号議案について質問します。まずこの議案の主に——私は不思議に思ったのですが、仕様書の記載方法について、毎年こういう類いの機械が購入されるのですが、仕様書の欄の書式が全く一貫性がないというか、統一性がない。去年のものと比べてみたりいろいろすると、どうしてこれほど違うのだろうかと思うのですが、

まずこの仕様書の書式を統一する考え方があるかないか。そういう考え方がなかったから毎年これを繰り返しているのだとは思いますが、それが1点。

それからこういう類いの機械を買うときに、以前何度か私は議場で申し上げたのですけれども、保証期間を明記しておくべきだと申し上げたことがありました。最近といいますか、その後大分改善されたと思って見ていたのですけれども、この仕様書に保証期間の記載がない。保証期間を定めないという意図的な配慮があったのかどうか、その辺についてお尋ねします。

それから3つ目、入札の予定価格に対する落札価格が、落札率77.2%という説明がありました。入札に参加した業者の金額はほぼ2,000万円前後、予定入札価格が2,546万円と、これはあまりにもかけ離れた数字のように思うわけであります。例年だとかいう機械を購入するとき、以前の例を幾つも見ても見たのですけれども、大体97%から98%の落札率であったように記憶しています。以前の資料を見てみれば、そういう数字が載っているわけです。なぜここに77%という落札率になったという記載があるのか。その辺について単純に言えば、予定落札価格を思い違いしてしまったとか、そんな類いのことがあるのかないのか。

以上、3つお尋ねします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず1点目で様式の関係ですけれども、その契約を議会にお出しして上程するたび、その購入する物自体がまちまちというか、いろいろの部署でいろいろなものが出てきます。それを統一するつもりはあるのかどうかという答えですけれども、今のところはそれぞれの内容も違ってきますので、統一するということは考えておりませんが、それぞれの様式の中で当然議会にお出しする必要な事項は網羅されているというふうに理解していますので、全く同じ様式の中であてがってというところまでは今のところは考えてございません。以降、ちょっと研究はしてみたいと思います。

それから2番目は後で財政課長のほうから。

あと3番目の落札率のほうですけれども、これは応札された業者さんに聞いてみないと何とも言ってみようがないのですが、ひとつ我々もこの非常に落札率77.2%ということで、今年の臨時議会でしたか、別建ての部署の契約案件があったかと思いますが、そのときと大分違うなということで、どういうことかなということでいろいろ考察してみました。

一つとしましては、このホイールローダが我々が乗っているような自家用車といいますか、自動車のようにある程度になるとフルモデルチェンジをするということもあろうかと思うのです。それで私どもがこの予定価格を決めた段は、そういった情報もまだよく分からないといいますか、早めに必要だということでしていたのですが、もしかすると、フルモデルチェンジがあるから各業者さんが古いモデルを早く出したいというようなことだったのかなというところなんです。ただ、これはもう推測の域を出ませんので、それぞれの応札の方には、その辺はどうしてなのだというところまでは聞いておらないというところなんです。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2番目の件についてお答えいたします。特に意図して除いているわけではありませんが、こういった製品には一般的に瑕疵担保期間もございますから、保証期間の中であれば保証していただけるというようなことで、仕様書には記載していない状況でございます。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 今、総務部長の答弁の中に、必要な記載事項は網羅していますので、という答弁があったように記憶していますが、2問目にもリンクしますけれども、保証期間というのは必要な記載事項だろうと私は思います。皆さんご存じのように、1,000円、2,000円の電気製品を買ったって1年間保証とか、保証書がついています。こういう類い、2,000万円という、これぐらいの金額の物を購入するに、その記載が全くないと、契約は既に終わっているというお話が何か少し行き届いていないのではないかと思ったりもします。

2問目についてお尋ねします。意図的に保証期間の記載を省いているわけではないというお話でしたけれども、この入札調書、それから仮契約書を見る限り、7人の人の判こがつかれているわけでありまして、7人の人たちが誰一人、保証の記載がないことについて誰も疑問に思わなかったのかという部分、その辺のことについて、できる範囲の答弁をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 3ページの仮契約書を先ほどご説明申し上げましたけれども、これが一連でいわゆる契約図書として成り立っているわけです。その中に財務規則及び物品供給契約約款によるというものがございまして、その中に議員がおっしゃる内容が含まれていますので、言ってみればそこに表記されていなくても、その意味合いはこの契約図書の中へ含まれているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 以前この類いの質問をしたときに、大分改善ができたと思っただけですけれども、保証期間の明記のあるものがいっぱい出ているわけです。なぜこれだけ保証期間の明記がなされていないのか、そこの部分を私は聞きたかったのです。

もう一つ、7人が判こを押しているのに、誰も気がつかなかったのかという部分についての答弁がなかったように思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ちょっと繰り返しになって申し訳ありません。この3ページにあります仮契約書にその約款等の記載がございまして、これを決裁する方々それぞれが担当から始まって、今回の場合は市長までとありますが、当然それが分かっているらっしゃるので、あえて疑問に思う必要がなく決裁に至ったというふうに理解していただければと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 単純明快にですけれども、市内にある業者さんも入札しているし、例えば市外にあるけれども、近所なのでそこに従業員さんが行っている会社とかもあります。例えばですよ、今整備工場とかも廃業とかしているところもあったりするわけで、やはり今度は——何するにしても今度は車が増やせないとか、例えば除雪とか機械の整備ができないとか、そういうのだから、入札するときはなるべくやはり、私は市内業者を優先していくというのは大事だと思うのです。要は雇用の場を確保するために。そういうのに対して今回何かあったのかというのを思うのですが、例えばコマツはあそこだっているけれども辞退とかもされたりもしているけれども、入札自体は本当にいい買物をしたのではないかと私は思いがあるのです。いい買物はしたけれども、でもこの金額の違いであれば、市内業者や市から働きに行っている会社に落としてもらってもいい金額ではないのかと私は思うのですけれども、そういう努力もしてほしいというので、これを質問させていただきます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 この物品の案件が出ますと、何度か牧野議員とやり取りがあったかと思うのですけれども、私どもも同じ考えでして、市内の業者さん第一ですが、物品やその内容によって市内だけではなかなか集まらないとか、いろいろな状況がありますとこの決まりの中で入札公告をお出しするところがございます。

今回についてはそういったこともございまして、入札公告の指名理由の中に、入札参加資格者名簿に当然登載されていまして、登録があって県内に営業所を有するというので、枠を若干広げたということです。同じような数の業者さんが市内にあって、どこの業者さんも対応できるということになれば、それはもう市内に限ってということになるかと思いますが、考え自体は議員のおっしゃるとおりでやっているところですが、物品やその内容によっては枠を広げるというようなことでやっております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 答弁としては間違いのないと思います。県内にやったとか、やればというものも、開けてみたらこういう結果だったというのは本当に難しい点もあると思うのです。できる限り市内業者を優先していくという姿勢はこれからも強く持って、例えば私がこう聞いたところだと——これは本当かどうか分からないのです。落札した業者が例えばメンテナンスもやっていくとかあるわけです。そういうメンテナンスとかを例えば市内業者に車をやれるとか、そういうものがあるのであれば、そういうのも一つではないのかとかいう思いもあります。市内業者をどうやって使うかと、そうすることによって雇用を増やして、こういう整備の業者がいなくなったらロータリーとかだってできなくなるわけです。道路除雪とかも影響が出てくるし、そういう点を守るためにも、ひとつ市内業者の優遇というのを、さっきの総務部長の答弁でも分かるのですが、メンテナンスのほうを絡めてお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市内業者優先であります。そして議員がおっしゃる購入したところと次の何年かメンテナンスのところ。やはり金額によって、メンテナンスになればメンテナンスのみで発注ということもありますので、単純にそれを購入したところに整備をお願いする——金額にもよりますが、入札にかけるとということもあるかと思えます。基本は市内業者ということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 契約そのものは特に問題ないと思うのですが、納入先が広域有機センターということで、恐らく有機センターで使っている機械が老朽化ということだと思えます。納入期限が9月30日となっているのですが、除雪機用の機械であればそれは問題ないと思うのですが、現場がどうなっているのか。恐らく駄目になってきていて早めに買い換えたいとか、そういうことで出てきていると思うのです。納入期限も例えば部長から話があったように、そういう意味では新しい機械が出て古いものを早く処分したいということであれば、納入自体もそう待たなくてもいいような気もするのですが、その辺の有機センターの実態と納入期限の関係みたいなのがもしあれば、ちょっと教えていただければと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 有機センターの今回のホイールローダについては、前回は有機センターを整備したときで、平成17年に導入したものです。ですので、もう18年たっていますので、実際にはかなり修繕等もやっていますけれども、その中でできれば来年予算要求というところを前倒ししていただいて、今回出させていただいたというところ。ですので、そこまでというのは有機センターのほうも我々も、例えば修理で長寿命化はするという考え方の中でやっております。

今回ホイールローダのほうの発注をかけましたけれども、実際に半導体ですとかそれから精密機器、そういうものの関係はやはり上がっていますので、どうしても納入時期を早めるということにはなかなか難しい中で我々も対処しておりますので、そこについてはこれから出たものについては、できる限り納入までは修繕を行っていったというのを、有機センターのほうもそれは了解しているということになります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お伺いします。最初の勝又議員の質問で、入札額がこういうふうになったのは部長の説明で大体そうなのかもしれませんが、そもそも予定価格が2,500万円という部分です。予定価格が2,500万円になったのはどういった何か——例えばほかの自治体で同じようなものがこういうふうな価格になったとか、こういった業者に見積りしたら2,500万円という見積りが来たとか、2,500万円になった部分のもし何か説明があったらお願いし

ます。

2点目ですけれども、ほかの自治体のホイールローダ購入を調べると、こういった高額なものはあまり見当たらなかったの、このホイールローダに関してこれだけの高額なもので、何かすごい特定の必要なもの——こういったことが必要だから、これだけしっかり高額なホイールローダが必要なのだという部分が、もし何かありましたらお願いします。

最後、3点目は指名競争入札する段階で、どうやって指名した業者を選んだか。これだけの高額なホイールローダを持っているところは多分あまりないと思うのですけれども、例えばこれだけのホイールローダをメンテナンスできる技術者がいるから指名したのか。どうやって県内にたくさんある業者の中からこの者を指名したのか、その部分を教えてください。お願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の予定価格ですけれども、今回につきましては、これは物品ですので、積算ができないものですので、見積りを徴した中で予定価格を決めていったというようなことでございます。

それから、2番目の必要なものというのは産業振興部長のほうから、3番目は財政課長からです。すみません。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目をお答えします。高額ではないかというお話ですけれども、こちらについてはやはり有機センターの生産規模であったり、施設の規模があるわけです。その中で、なかなか需要と供給の中で売れ残っているという部分はあるのですが、これが実際に稼働をちゃんとしていくときにどれだけ容量——バケットの量ですね、そういうものが必要かとなったときに、やはりこの前の機種から性能というか運搬能力等を落とすことができないということで、これになりました。他自治体で多分言われているのは、例えば個人の方でキノコ工場さんとかああいうものも、かなりいろいろなそういうホイールローダを持っているらしいしますので、そこは大きさの違いかと思えます。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 3番目の質問ですが、最初に部長が説明したとおり、入札参加資格者名簿に登載されて、県内に営業所を有する7者から参加いただいたというようなことでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 1点目の再質問で、先ほど総務部長がおっしゃった積算で見積りをお願いしたら2,500万円というふうなものが来たということは、業者さんの見積額と今回の入札に参加されたのがたまたまこれだけの差があったと、そういう理解でよろしいかどうかだけ最後お願いします。

2点目、先ほどの財政課長の答弁ですけれども、県内に入札指名参加資格を有するのがこ

の7者だけだったと、そういうことでよろしいのですか。それだけでお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 議員がおっしゃるとおりです。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2点目も、同じようにこの7者が全て名簿に登録されている業者でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第88号議案 財産の取得について（農振有機第1号 ホイールローダ 1台）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、第89号議案 埋蔵文化財発掘調査に起因するトラクター埋没事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 第89号議案 埋蔵文化財発掘調査に起因するトラクター埋没事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明申し上げます。

本件は、本年5月8日、大月地区の圃場で代かき中のトラクターが埋没し機能不全となった事故について、事故の原因が県営圃場整備事業に伴う事前の埋蔵文化財発掘調査によるものであることから、相手方との和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

この発掘調査は文化財保護法第99条の規定に基づくもので、昨年の稲刈り作業終了後に、大月地区の圃場内18か所で実施し、1か所当たりおよそ縦横2.7メートルの範囲を深さ1.7メートルまで掘削し、遺跡があるかどうかその有無を確認したものでございます。通常であれば調査終了後、次年度の耕作ができるように砕石を入れるとか、あとは締め固めを行うなどして入念な埋め戻しを行うところでございますが、本件の事故現場となった箇所につきま

しては、令和5年度に圃場整備が入り耕作の予定がない圃場であったことから、通常の埋め戻しとしておったところでございます。

ところが、発掘調査終了後の昨年11月、都合により令和5年度に予定していた圃場整備が先送りになったということで、県による地元説明会が開かれ、耕作者には、次年度も作付が可能ですとの説明がされておりました。一方、県から市の担当課にその旨の連絡があったのは本年の4月20日、その時点で市の担当からは、県には耕作を想定した埋め戻しではないということを伝えておりましたが、耕作者にはそれが伝わっておらず、本件の事故が発生いたしました。

事故の状況は、相手方が圃場で代かき作業をしていたところ、発掘調査の地点でトラクターの前方部が埋没し、エンジン部分が水没したことにより機能不全となったものです。人身被害はありませんでした。メーカーの見積りではトラクターの修理にはエンジンの交換が必要ということで、部品調達も含めて最低でも半年間はかかるということでもございました。農繁期でありましたので、相手方は修理をあきらめまして、たまたまそのときにあった同等品の中古車両を購入するに至りました。相手方に過失はなく、市に100%責任があるものとして、故障したトラクターの修理費の相当額を損害賠償の額として支払うことで和解することいたしました。

議案に記載のとおり、和解及び損害賠償の相手方は、市内在住の方で、損害の額は127万円でございます。事故の責任割合は市が100%。和解の要旨は、市が相手方に損害の額を支払うことで和解し、以後、一切の債権債務関係がないことを確認するものです。

なお、今回の事故は、県と市と耕作者との間で情報共有の不足、あるいは認識の違いがあったことから発生したものと考えております。今後は、必要に応じて地元説明会に市の担当者も同席させてもらうなど情報を共有し、耕作者へ適切な情報提供を行うことにより事故の再発防止に努めたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 内容はよく分かりました。私も法律的なことはよく分からないのですけれども、例えば土地改良といいますか、基盤整備でやるのが1年先延ばしになったということで、耕作してもいいよということで県のほうから話があった、これは分かるのです。その後、市と県の間で、県もそこが耕作ができるような埋め戻しになっていないということを確認して、県の事業を1年先延ばしの説明はもう既にしてあるという状態の中で、やはりこういう場合も市が100%ということで——例えば市から県には情報が若干行っているわけですが、その辺というのは賠償法とか何か法律上絡んでこないのでしょうか。少し教えていただければと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私も法律に詳しいわけではないのですけれども、県と市の間でのその損害の

責任の度合いというものは相対で協議をさせていただきました。ただ、県は開発行為を行う事業者として、市は発掘調査を行う事業者として、その関係は密接な関係にあるのですけれどもお互いの役割分担が違うということと、その事故の発生現場が発掘調査の地点であったということをもって、県には責任がないだろうということで市と県で合意しております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 89 号議案 埋蔵文化財発掘調査に起因するトラクター埋没事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 90 号議案 工事請負契約の締結について（六給工第 1 号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 90 号議案につきまして、ご説明申し上げます。本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の契約であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案 1 ページ。契約の名称は、六給工第 1 号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業。契約の方法は、制限付き一般競争入札、総合評価落札方式で、この方式は地方自治法施行令の規定により定めた南魚沼市の当該要領によりまして、落札決定に当たり入札価格のほか、市が求める施設整備に必要な事業能力等を総合的に評価し落札者を選定する方式であります。

契約金額は、21 億 7,800 万円。契約の相手方は、S. T. N. N. D. 南魚沼共同企業体グループ。本件は設計・施工一括発注——デザインビルド方式による契約で、設計・工事監理企業 2 者と、2 ページに移りまして、建設企業 3 者で構成する特定建設工事共同企業体で構成されるグループとの契約となります。

3 ページです。3 ページは仮契約書で、契約期日は令和 5 年 7 月 25 日。履行期間は、議会の同意議決を得た日から令和 7 年 9 月 30 日までであります。なお、履行期間が令和 7 年 9 月

となっておりますが、令和5年度南魚沼市一般会計当初予算におきまして、継続費の議決をいただいたものでございます。

5の契約金額、下から3行目から各年度の支払限度額が記載されております。議会の議決をもって本契約とみなすということでございます。

5ページは入札調書、総合評価落札方式結果調書であります。本整備事業の入札説明書に基づき、入札参加資格として、設計・工事監理企業については、本件同規模以上の給食・調理施設的设计実績等を有すること。建設企業については、市内に営業所を有し、南魚沼市の建設工事入札参加資格における等級格付がA級の者であることなどを要件として公告したところ、3グループから入札参加申込みがあり、そのうち1グループからは、入札書及び提案書の提出締切り前に辞退届が提出されました。2グループからの入札書及び提案書の提案内容について、外部の学識経験者等を含む南魚沼市統合給食センター整備検討委員会において審査しました。

5ページの入札調書の真ん中辺りになりますが、検討委員会の審査結果については、入札価格を価格点、提案内容を性能点として評価し、その合計を総合評価点として算出したものでございます。最も点数の高いグループが結果の欄、最優秀提案者に選定されまして、この審査結果を踏まえ落札者を決定いたしました。入札価格は税抜き19億8,000万円、落札率97.4%。審査結果の総合評価点は814点、これは1,000点満点でございます。

6ページは工事概要で、3には施設概要を、4には工事（設計及び施工）概要を記載してございます。7ページは敷地配置図で、6ページの工事概要の建設業務において外構整備を含むとあります。着色はしておりませんが、外構整備も含むものでございます。8、9ページは各階の平面図であります。

以上、第90号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この案件については、総務文教委員会のほうで報告があったり調査も行ったという案件でありますけれども、南魚沼市としては初めてデザインビルド方式、DB方式で行うものであります。設計・施工監理、トップに当たる設計業者のほうから見てどうなのかというのもありました。

そういった経過の中で、5ページに記載されているように、入札日が令和5年6月19日月曜日、そして説明がありました南魚沼市統合給食センター整備検討委員会の中で提案審査が令和5年7月12日となっているわけです。その結果を経て、落札者決定が令和5年7月18日となっているわけですが、入札の6月19日から提案審査の7月12日まで、なから1か月近く期間があるわけでありまして。市として初めて行うDB方式における提案と入札でありましたので、そこら辺のいきさつについてどういうものかなというのが、期間的に長いのではないかという感じがしないではないのです。この辺について契約担当、財政課のほう

でありましょうけれども、恐らく財政課としても初めてのDB方式でありましたので、そんなところはどうかというのが、まず期間的にどうかというのが1点であります。

それから、最高責任者ともいべきこの設計のグループでありますけれども、これはさいたま市の株式会社総企画設計埼玉支店でありましょうか。これは先ほどの総務部長の説明にあるように、こういう規模の給食センターの設計を行ったという、そういう経歴、経験があるということで入札の参加グループの中の頭となったということでありましょうけれども、ここについて、実際にどのような施工を行ったという経験があるのかということところが全く分からないのですけれども、そこら辺をお聞きしたいなというもの。

3点目として、市が予定していた20億円でありますけれども、当初総務文教委員会の中のほうでも示されていた大体の金額ということからしても、ちょっと少なめでもあるなと思っただけであります。そうした場合に、昨年度見積りを出されたときからみてもちょっと時間もたっております。そうすると、果たしてこの金額でこの応札者が最後まで仕事が完了できるのかという不安もあるわけです。特にロシアによるウクライナ侵攻が始まってからの建設部材等の値上がり等々を考えたときに、本当にこれでやっていけるのかという、そういう心配もあるわけです。昨年総務文教委員会で示されたような価格ではなくて、もう一度この価格を練り直すということが行われなかったようでありますけれども。

以上、3点について説明願います。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の件ですが、期間が長いということです。何分にも今回本当に初めての方式だったので、うちのほうとしてもいろいろどういうやり方がいいのかということで、これ自体も今回金額のほうの入札を先に行って、そこから評価のほうに入ったということで、これも実は異例ということになっております。実際この期間が長かったかどうかというのは、私どものほうとしてもちょっと分からないところでありますが、今後またあったときはこれを参考にしたいと思っております。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の長かったのではないかというお話ですが、性能審査のほうで申し上げますと、6月19日以降に会議を2回開いております。1回目の会議が7月6日、このときにはまずは2つのグループから提案があったわけですので、その提案内容を見させていただいて、審査員がそれぞれ疑問に思うところ、ここはどういう考えでこういう提案なのかというところを質問事項として、グループのほうに投げかけさせていただきました。その解答を得る期間をここで設けさせていただいたのと、その後に会議を開催いたしまして、その質問内容の情報共有を委員の中で図ったという会議を1回開かせていただきました。その上で最後に7月12日になりますけれども、グループのヒアリングを行い、総合評価をしたというような流れで進ませていただいた次第でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 飛ばして3番目に行きますけれども、20億円ということで、少なめでできるのかというような問いですけれども、入札公告の中に今回、入札に関する事項というのが7項目ほどあるのですが、予定価格が表記されていて、その予定価格を超えてしまうと失格ということになるのですけれども、それ以内で応札者がその額でできるということでありますので、私どもはそれ以上はちょっとどういうふうにも述べられないといえますか、それでやっていただけるということで契約に至ったということになるかと思えます。

以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 設計企業の実績につきまして、具体的な例の資料を今手元で探しておりますが見当たらないのですけれども、当然、提案をいただいた際、応募いただいた際の基礎的な審査において、その内容をちゃんとクリアしているということを確認の上で、参加を認めているような状況となっております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 期間がちょっと長かったのではないかとこのところについてでありますけれども、本当に漏れ聞こえてくるところであれば、書類に不備があって、相当時間がかかったというような話も聞いているわけです。そういうようなことが実際あったのかどうか、期間が長かったということについてお聞かせ願いたい。

それから2番目の設計者の実績であります。手元にないということでありまして、何せこの南魚沼市としてのDB方式が全く初めてのものでありますから、こういうときの入札についてどうのこうのというときに、あまりこういう実績をつけないということはないのではないかと思います。そういうのが附帯の資料として出せないというのでは、ましてや、この議場の中で担当課がその資料を持ってきていないというのは誠に遺憾であります。やはりちゃんとした資料をつけて、こういうものですということを示していただかないと、県外の企業でありますから、本当にどういうところをどういうふうにしたのかというのが全く分からない企業でありますので、ちょっとそういうところの説明が不十分だと思っております。

金額については、応札者がこれでやると言っているのですから、市が要求しているような全ての仕様、機能について、きちんと満たした施設を造るのだと言っているわけですから、それはそのままでもらえばいいという考えですけれども、どうもその期間が長いと。資料の不備があって、審査といえますか、それまでの時間がかかったのだというようなことも漏れ聞いているので、そこは本当はどうだったのかということと、やはり実績です。これが全くないというのは本当に遺憾です。今からでも遅くないです。すぐに出せるのではないですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 設計業者様の実績でございますけれども、設計実績といたしまして、令和3年に胎内市の中条小学校の改築の設計業務委託。また、平成28年に土浦市の学校給食センタ

一の基本実施設計業務、それらの実績がございます。

○議 長 1か月ぐらいかかったけれども、書類の不備や何かがあったかどうかという質問、1か月かかった理由の中で。

財政課長。

○財政課長 期間が長くかかったということの件ですけれども、入札の際に——その当日ですが、一旦書類の不備で無効とそのとき判断したのがあります。ただその後、うちのほうの記載、内容のほうを確認して、なかなか受け取りづらい、理解しづらい、表現の方法が悪かったようなものがありましたので、その後、こちらのほうでもう一回審査して、無効を一応取り消したというようなことがあります。こちらにつきましては、入札後すぐに処理しておりますので、1日程度の遅れでしかないというふうに理解しております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 これですべて3回目でありまして、6月19日に入札が行われて、7月6日に教育部長が1回目の審査、2グループから来ていただいて審査を行ったということになります。やはり今課長が言ったように、書類の不備があつて、これは無効だと判断をしたというのが出たわけです。そうするとこれが7月6日以降になったのか、6月19日から7月6日までの間にそれが行われたのか、非常に大きなところですよ。

無効となったグループがもし万が一——今の課長の説明でいけば、表現が悪かったというのは、市のほうが悪かったのか、向こうさんが悪かったのか知りませんが、無効を取り消してという話になっています。そうすると無効と判断した、表現が悪かったと、それを直して無効を取り消したといういきさつがあるわけですから、そういうふうは無効と判断されたグループがもし万が一応札したグループだったとするならば、それはどういう意味ですかと、もっと時間をかけて本当はやるべきではないですかというような感じがしないでもないのです。そこら辺の、無効と判断したということで、表現が悪いと言っていましたけれども、それは市の書き立てが悪かったのか、応札に応じたグループの書き立てが悪かったのか、そこをもう一遍お願いします。

もう一点は、教育部長が言ったように、実績がもうお手元にあるのであれば、なぜ我々はその資料をつけてこなかったのか。本当にこれからデザインビルドであったり、PFI方式であったり、いろいろなことがこれから市として、いまだかつてない入札方法でやるものが出てくるわけです。そういったときに、やはり実績を示されなくて入札の金額だけ出して、こうでした、分かりました、そう簡単にはいかないのです。ここが一番大事なところなのです。ですので、ここは今すぐにでも持っている資料がありましたら、もうすぐに印刷して議員に配るべきだと思いますけれども、そこら辺は市長判断としてどうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの課長の説明のとおりです。入札日が6月19日で、次の日6月20日には開札結果の訂正ということで関係の業者さんにはお出しして、内部の決裁も当然取って

いるわけです。どういうふうにとれがどう悪いのかというご質問ですが、まずは明確にしたいのが、その入札書類のうちの業務の内訳書の提出というところに係るのですけれども、それが私どもが出しました内容ですと、その様式を適宜作成することと文言があるのです。我々としては、もう出すことは前提で、その様式が適宜だというような意味合いだったのですけれども、とられた業者さんは適宜作成だから、当然提出も任意だろうというような理解をされたということで、それが提出されなかったの——後に提出されたのですが。そういったことで一旦は無効にさせていただいて、次の日 20 日にはそれが無効ではなく、無効の取消しということの通知を出したということでございます。

今回の入札においては、よく入札の失格ということがあるかと思うのですが、これは失格には当たりません。失格の場合は今回の入札も決めておまして、本案件については入札額が予定価格——先ほど議論がありました。予定価格を超えた場合に失格に該当するということですので、今回はその内容の内訳書、参考といいますか、何にどういうふうにかけて積算しているのだというその内訳、その提出が先ほど言った文言の取り方によって私どもの意識と業者さんの意識が違って、そのときに提出がなかったということで一旦無効にさせていただいたと、一日だけの話でございます。

以上です。

○議 長 資料の提出は……。

教育部長。

○教育部長 初めての方式だということで、いろいろ至らない点があつて大変申し訳ございません。4 ページにその契約の業者さんの名前がありますけれども、その中で皆さんが聞いたことないなという業者さんはこの設計業者さんかと思しますので、後ほど何らかの方法により、設計業者さんの実績を分かるように議員の皆様にお配りしたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 点になるかと思いますが聞かせていただきます。DB 方式という、うちの市では初の方式でやったわけですがけれども、1 点、やはりこういう大型物件のときに一番心配なのは額のところとかで変更が出るということなのです。先ほど部長がもうこの額でやってもらうということを言ってもらって、私はすごく安心したのですがけれども、やはり DB 方式でやっているわけですから、もう設計から何からやっているわけなので全部分かっていると思うので、その辺は担当部署がきちんと、材料にしたって値上がりする前に発注をきちんとかけて、材料が上がったから値段が上がるなんていうことがないようにしてくれるのだと思っていますけれども、その辺を確認させていただきたいと思います。

また、DB 方式ということでどういうデザイン——設計の部分も入っていますので、設計した部分が、これができませんでした、値段が結果的に下がったとかそういうことがあると、やはりこれは入札の公平性に関わることなので、きっちりこれだけのことをやると決めたものに関しては、きちんとやってもらうということも大切になると思います。これは担当部署

のほうできちんと話し合いを、ここで議決になれば、話し合いがまたさらに進むと思いますけれども、そこはきちんとやっていただけるものと思っていますが、その辺についてもお願いいたします。普段、私はこういうことは言いませんけれども、初めての方式なのであえて言わせてもらいます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりだと思います。本契約になりましたら、早急に業者さんと担当者で打合せをさせていただいて、計画どおり、また金額どおり進むように頑張ってもらいたいと考えております。

○議 長 デザインのほうもオーケー、金額が上がらないというので……

○教育部長 1番目と2番目ですよね……1点目のご質問も2点目のご質問も、併せて業者さんと確認させていただきたいと考えております。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点お願いします。総合評価落札方式というところでお聞きしたいのです。入札調書を見ますと性能点というのがありまして、それと価格点。価格点というのは一目瞭然というか分かりやすいのですけれども、性能点のところをどう判断しているのかというところをお聞きしたいと思うのです。

説明ですと、市が求める事業能力というようなことで判断させてもらうということですが、それにつきましても、例えば入札に応じる方々について、市はこの施設についてこれを求めていると、こういう能力を重点に見るのだというようなことが何点かあって、それを比べて、下のほうにあります統合給食センター整備検討委員会の中で評点をつけていくというやり方なのか。もしくは、業者のほうにはどこを視点に見るのかというところが明らかになっていないのか——いないのかというか、いなければしょうがないという気がするのですけれども、そこがないと、なかなか出てきた設計図とかそれだけで、自分の都合で評点をつけるというものなかなかつけづらいのですけれども、そこら辺の性能点の評価の仕方、またはその前の段階の周知の仕方といいますか、そこら辺もちょっと教えていただきたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず業者さんには、私たちがこういう学校給食センターを造りたいのですという要求水準書というものを開示させていただいて、それはかなり細かく説明も含めて載っているものです。それを業者さんが見ていただいて、その求めているものの中で民間の方々のアイデアなどを出していただきながら、まずはこういう形に私たちは考えますという提案をしていただくことになっています。それが出てきたのが6月19日で、それ以降、それを審査させていただいたという形です。

その審査方法ですけれども、性能点の項目が大きく分けて3つ。事業方針がどういう形で取り組まれているか。もう一点が、施設整備に関する提案がどの程度優れているか。もう一点が、開業するに当たってその支援についての考え方がどうか、開業支援です。令和7年の2学期以降に動かしたとすると、それを動かすためのオペレーションを造った側としてどの

ように考えるかというような、その3点で評価をしています。

項目としては、事業方針が3項目、施設整備に関する提案についての項目が9項目、そして開業支援についての項目が1項目ということで、全部で13項目に分かれておりまして、それが私たちが求めた要求水準書どおりなのか、そこからどのぐらい優れているのか、特に優れているのかということ、AからEの5段階評価で評点をつけまして、13項目全ての点数の合計で性能点とさせていただいたということでございます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ここら辺は価格と違って非常に分かりづらい、評点のつけ方が難しいところだと思うのですが、大体概要は分かりました。分かりましたが、それについては——13項目と言いましたかね——業者さんにこの項目でその考え方を示してくださいというのが、あらかじめ当然言っていて、そしてそれによって市の考え方、それはどの程度伝わっているか分かりませんが、それと照らし合わせた中で評点をつけるという考え方でよろしいのか、確認したいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 入札公告の際に、落札者決定基準というものが示されておりまして、今私が申し上げたようなことは、その中に記載されておりますので、それを業者さんもお覧になっているものと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 2点お尋ねします。今年の3月議会で、この統合の給食センターについてのところで質問させていただきました。そのときに大和と六日町を統合して大きなものを造ったほうが経済的に効率性があるという観点でやっていると思いますけれども、こういった試算をされて、今のものを壊して、幾らかかって、大きなものを造ったら幾らかかって、輸送費が幾らかかってと、そういう試算があって全体的にプラスになるという判断になったのかお尋ねしますと言ったときに、教育部長は、数字は持っておりますと答えました。

その数字に関して情報公開請求させてもらいましたが、残念ながら、2つのものを残した場合と1つの大きなものを造った場合の、それが両方、どちらが幾らかかって、これぐらいのコスト削減につながる的な試算というのは出てきませんでした。なので、改めてその数字に関して、こういった数字を持っているのかお尋ねいたします。

2点目ですけれども、同じく3月議会で会議室と大きな研修室は必要なのかという質問をさせていただきましたけれども、その後、部長は検討しますと言いましたが、そのまま残っているかと思えます。改めて、この大きな研修室と会議室、両方必要だという理由を教えてください。お願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目の情報公開請求の話でございますが、その場で私とやり取りしたことについては、私は一生懸命説明したつもりだったのでありますが、黒岩議員には理解してい

ただけなかったと思っています。そんな点ではおわびを申し上げますけれども、私が申し上げたかったことは、内部資料でございますので、それを情報公開請求でお出ししたので、ワ
ンペーパーにはなっておりません。なので、その点をご理解いただきたいと思いますし、私
が比較したのは、これから造ろうとしている学校給食センターと、これまでである2つの学校
給食センターのこれまでの経費比較をさせていただいて、どのぐらいですというお話をさせ
ていただきました。ただそれは、これとこれとこれを足せばというようなお話でしたので、
分かりにくかったものと思います。

2点目の会議室のご指摘でございますけれども、私その場では、これから入札に入って民
間の業者さんから提案をいただくとお思いますので、それを参考にさせていただきますという
お話をさせていただいたかと思っております。その場でその会議室のあるなしにつきまして、検討
しますといったことではなかったかと思っております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 この数字の件に関して、先日、部長と教育長とお会いした際に聞いたとき
に、2つの施設を除却したら幾らになって、大きなものを造ったら幾らになって、2つのあ
りのままのものをそのまま続けたら幾らになって、大きなものを造ったほうがこれぐらい経
費削減できるというのがあるのですかと聞いたときに、部長は除却はコストに入れるべきで
すか、それを入れると新しい建物は建てられないではないですか、除却を入れたら経費を削
減できるということにはならなかったはずですよというふうにおっしゃいましたけれども、改
めて、2つ除却して新しいものを造るほうが、今2つあるものを残したときよりも経費削減
して全体的にプラスになるかどうか、改めてお知らせいただけますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 そこまでの試算はやっておりませんので、今お知らせすることはできません。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 それがなければ、なぜこれを造ろうという思いに至ったのですか。よりコ
ストがかかったらどうするのですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ですので、前回お会いしたときに、コストが大きくかかるという説明を私は
一生懸命したつもりだった——コストがかからないという話をしたつもりだったのですけれ
ども、ご理解いただけなかったもので、その辺につきましてはおわび申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第90号議案 工事請負契約の締結について、反対の立場で討論に参加させ

ていただきます。

先ほどの質疑でも分かっていたかと思いますが、この大きなものを造って、今2つあるものを除却して、大きなものを造る建設費、維持費、そして除却費を合わせた額と、2つのものを残したままやっていく額の試算がないのです。これを統合したほうが経済的に効率的だという試算がないまま、これを通すわけにはいかない。

議員の中には、今座られていますよね。立候補された際に、統合して経費削減し、お金を子供たちに回すといった公約をして、今ここに座られている方がいらっしゃると思います。その方からしたら、これをやって本当に子供にお金が回せるのかも分からない中で、私はこれを通すわけにはいかない。

もし万が一——2018年2月の基本整備計画では、建設費17億円、18億円だったのです。これが今20億円の予定価格になっているのです。この4年でもう既に2億円上がっている。今、寺口議員も心配されていましたが、これがどんどん上がってくるかもしれないです。その中で、2つのものを1つにしたほうが何となく経費削減できるのだろうという思いだけでやってはいけないと思います。

しっかり試算を出させた上で、本当に子供たちにお金が回せるのかを確信した上で通しませんかという思いで、反対の討論に立たせていただきましたし、3月議会で数字は持っていますと言っておいて、その数字が出てこないというのは、ちょっと議会軽視なのではないかなという思いで——その答弁を聞いて、当初予算に賛成した人がもしかしたらいるかもしれないです、300億円の予算。もしかしたら分からない。なので、当初予算審議——議会ではできる限り確実な答弁をお願いして反対討論とさせていただきます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、第90号議案 工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論させていただきます。

私はこういうふうにも思います。本当に今人手がないのです。私の身近な人をついこの間、7月の末にお話をする機会がありました。それはどういうふうなものかといいますと——本当にこの近隣の市町村です。そこの給食センターを運営している従業員さんだったのですが、今人を集めようと思っても人が集まってこない。人を確保できない。どんどん高齢化して求人を出しても来なくて、もう年齢がどんどん上がっていくので、もう給食センターを維持できるか分からないというふうにぼやくというか、心のうちを話す方がいらっしゃいました。

私は、本当にこれから人手というのも大事だと思います。2つを1つにするから、人手がかからなくなる点は私はあると思います。工事費がかかる、かからないというのは、正直、私はやはり2つを1つにすることによって、これに関しては言いようがない点があります。価格が上がる可能性だってあるわけです。でかく物を造るというのは、一方では。でも、これから人手がない可能性がある中で市民サービスをしていくというのは、私はこういうふう

にして統合していくのも一つの方法だと思います。

例えば、自校方式とかだって私はいいい点があるなという思いがあるのです。例えば本当にこういうことを言うとあれですが、南魚沼の塩沢地域は自校方式の学校があるのですけれども、そののところだって人手がないということになれば、最後は考えなければいけない点だあって出てくるかもしれないです。

私はそういうことを踏まえると、この給食センター整備事業、しっかりと経費削減と同時に建設費削減というのは、これからも頑張ってもらわなければいけないですし、人がかからないように、働く人を確保するためにも回せるようにしっかりと考えて、市も安定的に市民に給食が提供できるようなことを願いましたの賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第90号議案 工事請負契約の締結について（六給工第1号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は9月11日月曜日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後2時43分〕